

議案第16号

壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について

壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

壱岐市
高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画

令和3年3月
長崎県 壱岐市

はじめに

平成 12 年に創設された介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、高齢化社会の進展とともに、介護を必要とする高齢者が増加していることから、社会全体で高齢者を支える保険、医療、福祉のサービスを利用者の選択肢で総合的に利用できる制度として定着してきました。

現在、壱岐市におきましては、65 歳以上の高齢化率 37.7%(令和 3(2021)年 1 月末)であり、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年は高齢化率 39.5%、75 歳以上の高齢者の割合も 23%となることが見込まれます。

また、本市の人口は緩やかに減少していくことが予測され、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になること、一人暮らしの高齢者や高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者など支援を必要とする高齢者も増加している状況にあることから、介護サービスの需要が更に増加、多様化することが想定されます。

このような状況を踏まえ、このたび、「高齢期になっても その人らしく 自立した日常生活を続けていけるよう 地域で支え合い 健康で安心して暮らせる まちづくりの実現」を基本理念とした「壱岐市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、高齢者が安心して住み慣れた地域での生活を送るためには、その有する能力に応じて自立した暮らしを営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの構築・深化・推進」をめざす計画とします。

この計画に沿って高齢者施策と福祉サービスのみならず、将来に渡って安心して住み続けられる地域づくり・まちづくりの取り組みを目標とするとともに、地域の住民、関係団体、関係機関が相互に連携し様々な施策を展開してまいりますので、今後とも市民の皆様、関係者の皆様の尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、幅広い視点からご審議をいただきました「壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

壱岐市長 白川 博一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 他計画との関係	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
(1) 各種調査の実施	3
(2) 志岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会における協議	3
(3) パブリックコメントの実施	3
5 日常生活圏域の設定	3
6 第8期計画策定に向けた介護保険制度の改正	4
7 本計画におけるSDGs達成に関する位置づけ	5
第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題	6
1 人口の状況	6
2 認定者の状況	7
3 介護保険事業の状況	8
(1) 介護サービス（要介護1～5）の給付費の状況	8
(2) 介護予防サービス（要支援1・2）の給付費の状況	9
4 各種調査結果の概要	10
(1) 調査の実施要領	10
(2) 調査数及び回答数	10
(3) 調査結果利用上の注意	10
(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果	11
(5) 在宅介護実態調査の結果	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22
基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり	22
基本目標2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり	22
基本目標3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり	22
基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり	22
3 施策の体系	23

第4章 施策の展開.....	24
基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり	24
1 高齢者を地域で支える環境づくり	24
2 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	24
3 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	25
基本目標2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり	27
1 高齢者の社会参加への支援	27
2 健康寿命の延伸や健康づくりの推進.....	28
3 高齢者福祉施策の充実.....	29
4 施設福祉の充実	32
5 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり	32
基本目標3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり.....	33
1 地域支援事業の充実.....	33
2 総合事業の実施	33
3 包括的支援事業の充実.....	38
4 任意事業.....	48
5 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表	50
6 地域支援事業の規模.....	50
基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり	51
1 介護給付の適正化	51
2 人材の確保と資質の向上.....	53
3 二次離島（三島地区）のサービス確保	53
4 サービス基盤の整備方針	54
5 介護保険事業の財源構成	63
6 被保険者数及び認定者数の推移	64
7 サービス利用量の見込み.....	66
8 サービス給付費の見込み.....	68
9 標準給付費等の見込み.....	70
10 第1号被保険者の保険料収納必要額	71
11 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定.....	72
12 介護保険料の設定.....	73
13 第1号被保険者の所得段階区分の設定	73
第5章 計画の推進.....	75
1 計画の推進と進行管理	75
2 庁内の連携	75
3 地域住民、関連団体、事業者等との連携.....	75
資料編.....	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、平成12年に約2,200万人であった高齢者数が、15年後の平成27年においては約3,400万人と1.5倍以上に増加、高齢化率についても17.4%から26.7%と大きく伸びる等、高齢化が急速に進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢者数が約3,600万人、高齢化率が30.0%に達するとともに、団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢者数は約3,900万人、高齢化率は35.3%に達することが見込まれており、医療・介護のサービスを必要とする高齢者の増加が予想されています。

介護保険制度は、その創設から20年が経ち、保健・医療・福祉のサービスを利用者の選択で総合的に利用できる制度として着実に浸透・定着してきました。この間、制度の定着・高齢者の増加とともにサービス利用者や費用も増大し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達しています。費用も約3倍の10兆円に達するとともに、制度創設時には3,000円を下回っていた介護保険料の全国平均は、現在6,000円近くに達し、令和7年には7,000円を超えることが見込まれています。

このような状況の中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現が求められています。

また、「地域共生社会」を実現するために欠かせない仕組みとして、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム^{※1}」を地域の実情に応じて深化・推進することが求められています。

さらに、高齢者福祉施策の展開にあたっては、令和7年及び令和22年の地域の姿を見据えた展開が求められています。

以上の状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間における高齢者に関する各種施策の基本指針及び事業展開並びに介護保険制度の基本となる各種サービス見込量等を定めるものとして、「壱岐市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

※1：地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、高齢者福祉事業全般の円滑な運営を図るために、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体とした『壱岐市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画』として策定します。

○老人福祉法（第 20 条の 8 第 1 項）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

○介護保険法（第 117 条第 1 項）

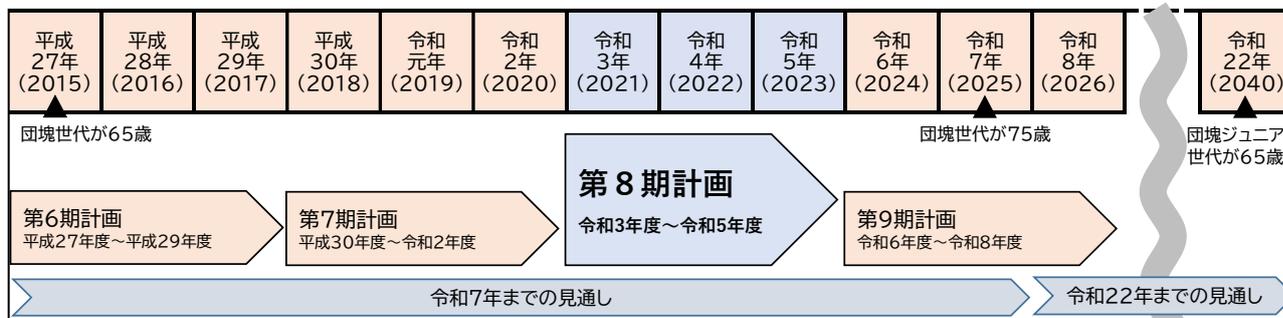
市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「壱岐市総合計画」における福祉分野に関する個別計画として、また「壱岐市地域福祉計画」をはじめ、障がい福祉、健康、保健、医療、住まいなどの本市の関連計画や県の関連計画との整合・調和を保ち策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。あわせて、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた計画とします。



4 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

計画の策定にあたっては、壱岐市の高齢者の現状について、既存のデータでは把握困難な生活の状況や潜在的なニーズを把握することを目的として、下記の調査を実施して計画策定の基礎資料としました。

調査名	目的
①日常生活圏域ニーズ調査※ ₁	地域における要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況などを把握
②在宅介護実態調査※ ₂	在宅で生活している要支援・要介護者とその主な介護者の状況を把握

(2) 壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会における協議

保健・医療・介護・福祉関係者のほか、地域関係者、学識経験者、住民の代表で構成される「壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」において審議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

住民皆様の意見や提案を取り入れ、その意見などを反映させるために、令和2年12月24日から令和3年1月22日までパブリックコメント※₃を実施しました。

5 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭においたうえで、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

本市においては、第7期計画に引き続き市内全域を1圏域とし、第8期計画においても同じ日常生活圏域において計画の推進に努めることとします。

※1：日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常生活の状況等を把握し、介護保険や高齢者保健福祉施策に活かすための調査のこと。

※2：在宅介護実態調査

在宅介護者の状況等を把握し、介護者の負担軽減や介護離職の防止に関する施策に活かすための調査のこと。

※3：パブリックコメント

行政機関が、住民の生活に広く影響を及ぼす基本的な施策などを策定する過程において、その案を公表し、住民や事業者からの意見・情報・専門的知識を得て公正な意思決定をすること。

6 第8期計画策定に向けた介護保険制度の改正

令和2年（2020年）における介護保険法改正（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）の内容は以下の通りです。

1	<p><u>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</u></p> <p>市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。</p>
2	<p><u>地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進</u></p> <p>①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。</p> <p>②市町村の地域支援事業^{※1}における関連データの活用の努力義務を規定する。</p> <p>③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。</p>
3	<p><u>医療・介護のデータ基盤の整備の推進</u></p> <p>①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。</p> <p>②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報の安全性を担保しつつ提供することができることとする。</p> <p>③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</p>
4	<p><u>介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</u></p> <p>①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。</p> <p>②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。</p> <p>③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。</p>
5	<p><u>社会福祉連携推進法人制度の創設</u></p> <p>社会福祉法人間の連携方策における新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。</p>

※1：地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業のこと

7 本計画におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市は国より「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、SDGsの達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。



【本計画の内容が繋がると考えられるSDGsのゴール】



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

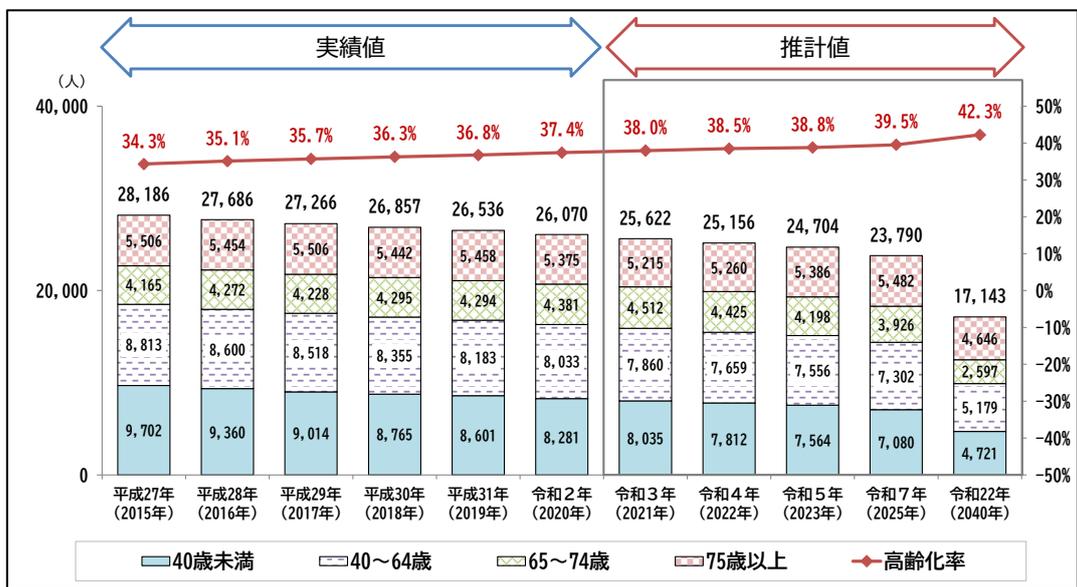
第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

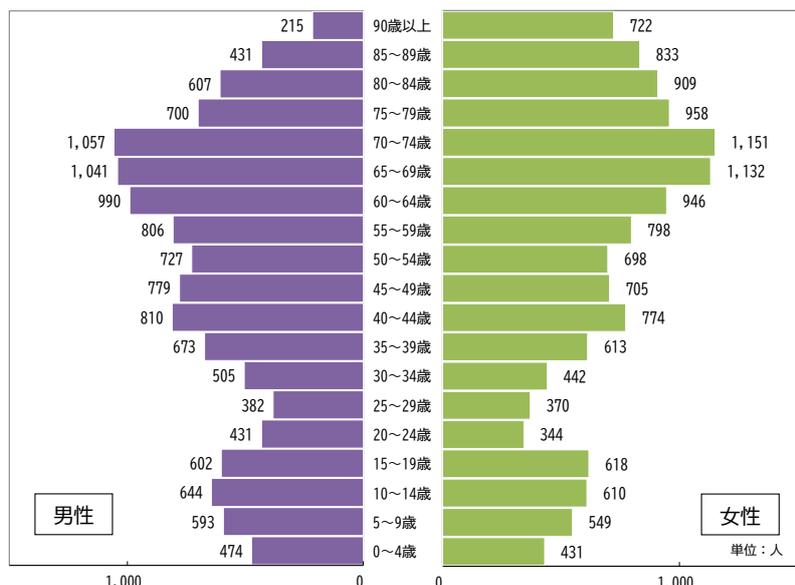
令和2年3月末時点における本市の総人口は26,070人となっており、平成27年3月末と比較すると2,116人減少しています。また、今後の人口推計では、人口は緩やかに減少していくことが予測され、令和22年（2040年）には17,143人となる推計となっています。

一方、高齢化率は緩やかに増加を続け、令和22年（2040年）には42.3%となる推計となっています。

■人口の推移と将来予測



■人口ピラミッド

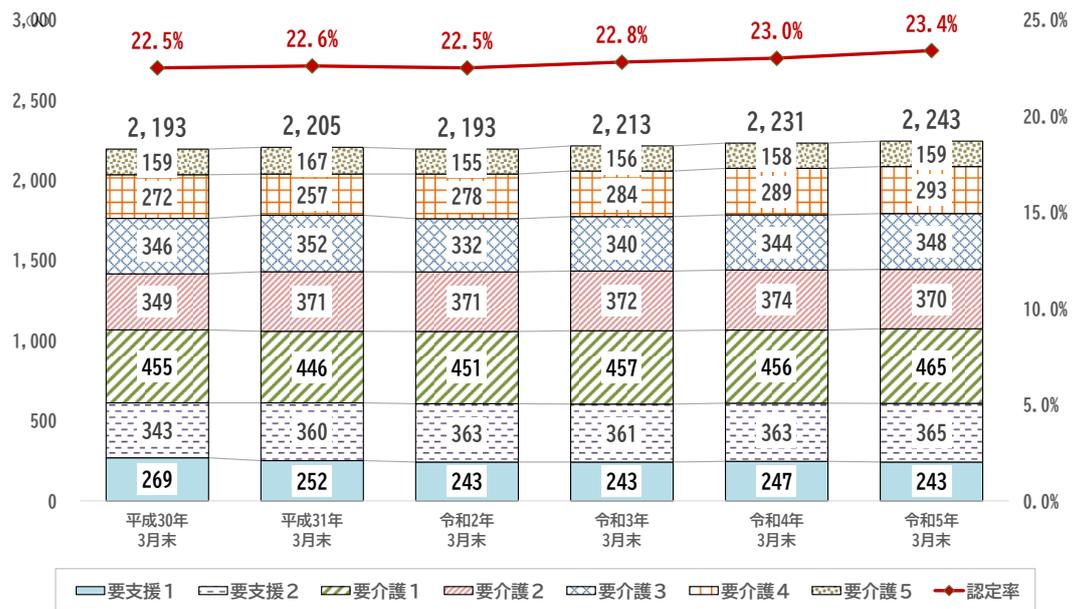


資料：平成27～令和2年は3月末の住民基本台帳の実績、それ以降は実績を元に推計

2 認定者の状況

認定者の推移では、平成30年の2,193人からほぼ横ばいで推移していますが、令和5年の推計では2,243人と若干の増加傾向となっています。

一方、認定率の推移では、平成30年の22.5%から緩やかに増加しており、令和5年の推計では23.4%となっています



資料：「介護保険事業状況報告」月報。それ以降は実績を元に推計

3 介護保険事業の状況

(1) 介護サービス（要介護1～5）の給付費の状況

単位：千円

サービス区分		上段：計画 下段：実績	平成30 (2018) 年度	計画比	令和元 (2019) 年度	計画比	令和2 (2020) 年度見込み	計画比
在宅	訪問介護	計画	225,126	119.5%	221,658	119.2%	219,592	109.1%
		実績	268,928		264,280		239,668	
	訪問入浴介護	計画	7,707	103.2%	7,229	100.0%	8,046	93.1%
		実績	7,957		7,232		7,492	
	訪問看護	計画	43,537	103.3%	41,929	107.8%	41,453	92.3%
		実績	44,991		45,190		38,261	
	訪問リハビリテーション	計画	2,875	221.9%	2,889	259.0%	2,945	219.1%
		実績	6,381		7,481		6,452	
	居宅療養管理指導	計画	1,822	160.8%	2,019	176.3%	2,019	236.6%
		実績	2,930		3,561		4,777	
	通所介護	計画	402,069	93.6%	445,137	83.0%	439,743	72.8%
		実績	376,227		369,371		320,212	
	通所リハビリテーション	計画	242,489	109.6%	216,619	125.2%	210,702	119.7%
		実績	265,717		271,235		252,155	
	短期入所生活介護	計画	54,598	88.8%	61,635	122.1%	65,320	204.3%
	実績	48,463		75,260		133,433		
短期入所療養介護	計画	90,489	96.9%	86,872	106.0%	81,489	99.7%	
	実績	87,669		92,077		81,272		
福祉用具貸与	計画	80,458	105.7%	78,709	111.6%	78,265	115.8%	
	実績	85,038		87,846		90,626		
特定福祉用具購入費	計画	3,959	123.1%	3,943	76.3%	3,943	93.1%	
	実績	4,875		3,010		3,672		
住宅改修費	計画	16,839	86.4%	16,839	80.2%	16,839	94.1%	
	実績	14,557		13,501		15,850		
特定施設入居者生活介護	計画	81,464	106.9%	81,879	86.2%	79,823	81.7%	
	実績	87,046		70,574		65,244		
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画	7,223	123.8%	7,658	126.1%	6,391	148.0%
		実績	8,939		9,657		9,458	
	夜間対応型訪問介護	計画	3,516	101.7%	3,879	97.9%	3,879	82.3%
		実績	3,577		3,797		3,193	
	認知症対応型通所介護	計画	8,658	0.0%	8,776	0.0%	8,776	0.0%
		実績	0		0		0	
	小規模多機能型居宅介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	0		0		0	
	認知症対応型共同生活介護	計画	53,782	96.3%	53,240	104.0%	109,828	69.4%
	実績	51,816		55,363		76,222		
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画	0	—	0	—	0	—	
	実績	0		0		0		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画	0	—	0	—	0	—	
	実績	0		0		0		
看護小規模多機能型居宅介護	計画	0	—	0	—	0	—	
	実績	0		0		0		
地域密着型通所介護	計画	37,997	139.4%	20,030	297.8%	19,474	244.1%	
	実績	52,985		59,649		47,536		
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画	675,675	99.2%	675,977	106.3%	675,977	109.0%
		実績	670,027		718,344		736,832	
	介護老人保健施設	計画	467,609	102.4%	467,818	104.6%	467,818	114.1%
		実績	478,846		489,211		533,568	
介護医療院	計画	0	—	0	—	0	—	
	実績	3,162		10,924		15,542		
介護療養型医療施設	計画	31,901	32.2%	31,916	16.6%	31,916	16.5%	
	実績	10,278		5,308		5,281		
居宅介護支援	計画	166,241	102.1%	170,511	102.1%	173,370	102.0%	
	実績	169,750		174,100		176,800		
合計	計画	2,706,034	101.6%	2,707,162	104.8%	2,747,608	104.2%	
	実績	2,750,157		2,836,969		2,863,548		

出典：地域包括ケア「見える化」システム_{※1}より（平成30年及び令和元年実績は介護保険事業状況報告年報より。令和2年度見込みは介護保険事業状況報告月報を元に推計）
※端数処理の関係上、各項目の合計値と合計欄の値が異なる場合があります。

※1：地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのこと。

(2) 介護予防サービス（要支援1・2）の給付費の状況

単位：千円

サービス区分		上段:計画 下段:実績	平成30 (2018) 年度	計画比	令和元 (2019) 年度	計画比	令和2 (2020) 年度見込み	計画比
在宅	介護予防訪問入浴介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	0	—	0	—	0	—
	介護予防訪問看護	計画	2,888	151.2%	3,009	163.6%	2,969	267.2%
		実績	4,366	—	4,924	—	7,934	—
	介護予防訪問リハビリテーション	計画	836	187.1%	836	207.6%	836	193.6%
		実績	1,564	—	1,735	—	1,618	—
	介護予防居宅療養管理指導	計画	126	130.7%	126	205.5%	126	69.7%
		実績	165	—	259	—	88	—
	介護予防通所リハビリテーション	計画	46,984	99.7%	46,071	105.2%	46,071	101.2%
		実績	46,835	—	48,475	—	46,645	—
	介護予防短期入所生活介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	0	—	308	—	701	—
	介護予防短期入所療養介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	534	—	104	—	0	—
介護予防福祉用具貸与	計画	13,669	95.7%	13,939	100.3%	13,939	102.4%	
	実績	13,086	—	13,975	—	14,273	—	
介護予防特定福祉用具購入費	計画	1,443	148.3%	1,443	165.6%	1,443	72.9%	
	実績	2,140	—	2,390	—	1,052	—	
介護予防住宅改修	計画	14,971	89.8%	14,971	71.7%	14,971	38.7%	
	実績	13,445	—	10,737	—	5,795	—	
介護予防特定施設入居者生活介護	計画	646	285.9%	0	—	0	—	
	実績	1,847	—	1,929	—	3,014	—	
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	計画	0	—	0	—	0	—
		実績	0	—	0	—	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	計画	0	—	0	—	0	—
実績		0	—	0	—	0	—	
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画	2,663	83.7%	2,664	0.0%	2,664	0.0%	
	実績	2,230	—	0	—	0	—	
介護予防支援	計画	10,592	129.4%	10,018	138.5%	8,960	155.5%	
	実績	13,709	—	13,880	—	13,932	—	
合計	計画	94,818	105.4%	93,077	106.1%	91,979	103.3%	
	実績	99,920	—	98,717	—	95,051	—	

出典：地域包括ケア「見える化」システムより（平成30年及び令和元年実績は介護保険事業状況報告年報より。令和2年度見込みは介護保険事業状況報告月報を元に推計）
※端数処理の関係上、各項目の合計値と合計欄の値が異なる場合があります。

4 各種調査結果の概要

本計画の策定にあたり、既存データでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

(1) 調査の実施要領

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	沓岐市在住の介護保険被保険者 で、要介護認定を受けていない65歳 以上の方から、住民基本台帳に基づ き無作為に抽出	在宅で生活され調査期間に要介護 (支援)認定調査を受けられる方の うち、更新申請・区分変更申請の方
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による訪問調査
調査期間	令和2年8月28日～9月18日	令和元年10月～令和2年3月

(2) 調査数及び回答数

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
配布数	1498件	386件
回答数	762件	386件
回収率	50.9%	100%

(3) 調査結果利用上の注意

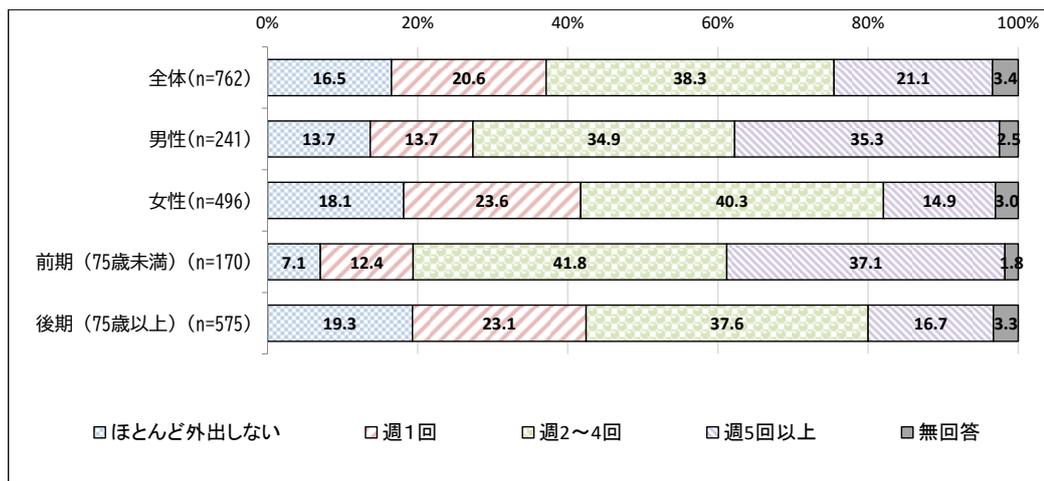
- ・各設問のn = は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。
- ・サンプル数が30を下回るものは参考値としてご覧ください。

(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

①週に1回以上は外出していますか

全体で見ると、「週2～4回」(38.3%)の割合が最も高くなっており、次いで「週5回以上」(21.1%)、「週1回」(20.6%)となっています。

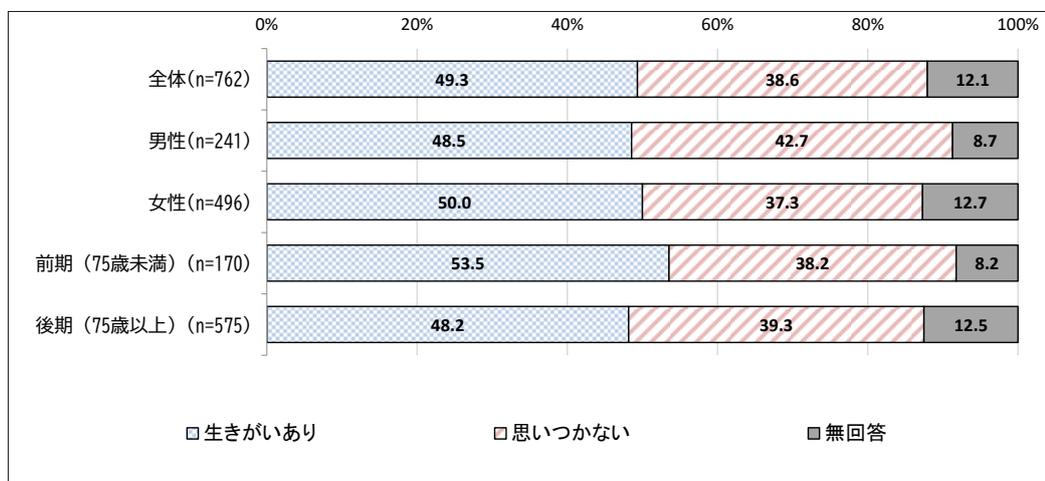
性別で見ると、男性では「週5回以上」の割合が女性より高くなっており、女性では「週1回」、「週2～4回」の割合が男性より高くなっていきます。



②生きがいがありますか

全体で見ると、「生きがいあり」(49.3%)の割合が、「思いつかない」(38.6%)の割合より高くなっています。

性別で見ると、男性では「思いつかない」の割合が女性より高くなっています。

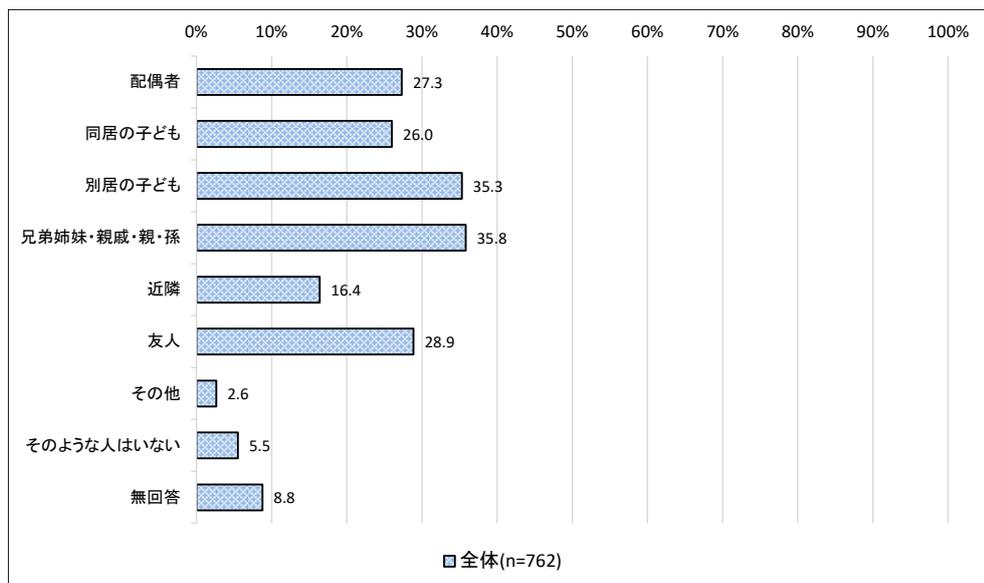


③あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

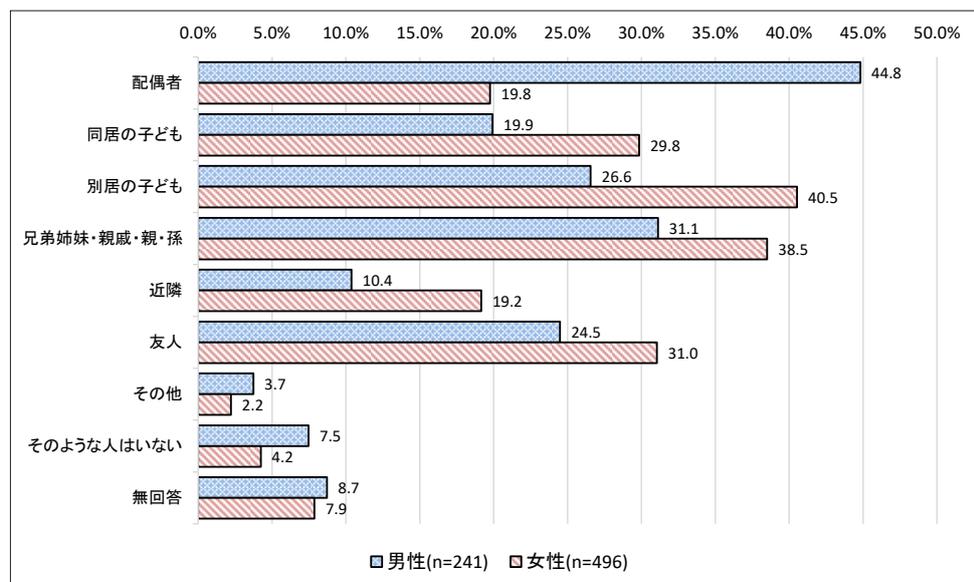
あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人は、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(35.8%)の割合が最も高く、次いで「別居の子ども」(35.3%)、「友人」(28.9%)となっています。

性別で見ると、男性では「配偶者」、「そのような人はいない」の割合が女性より高くなっており、女性では「同居の子ども」、「別居の子ども」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」、「近隣」、「友人」の割合が男性より高くなっています。

【全体】



【性別】

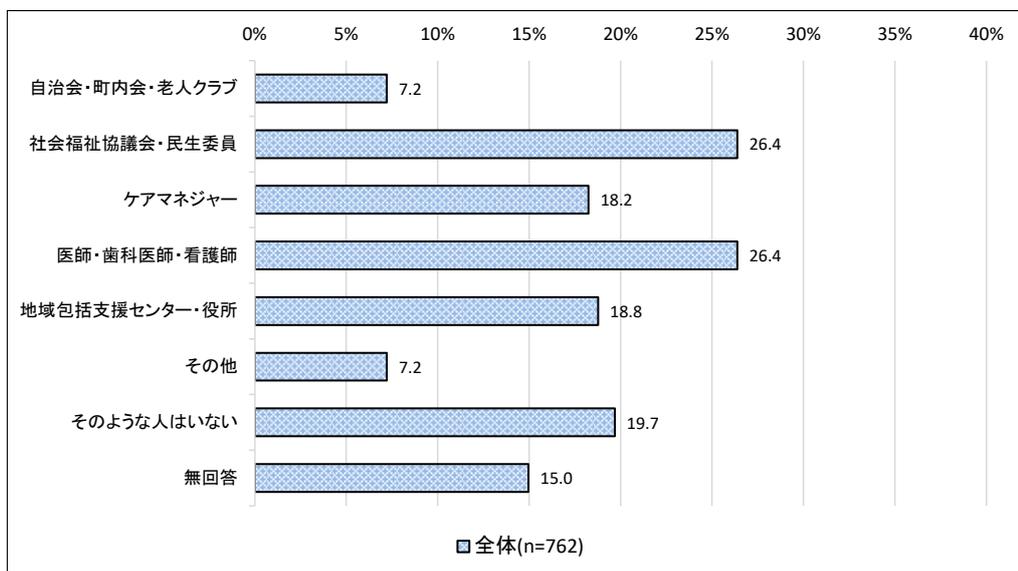


④家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

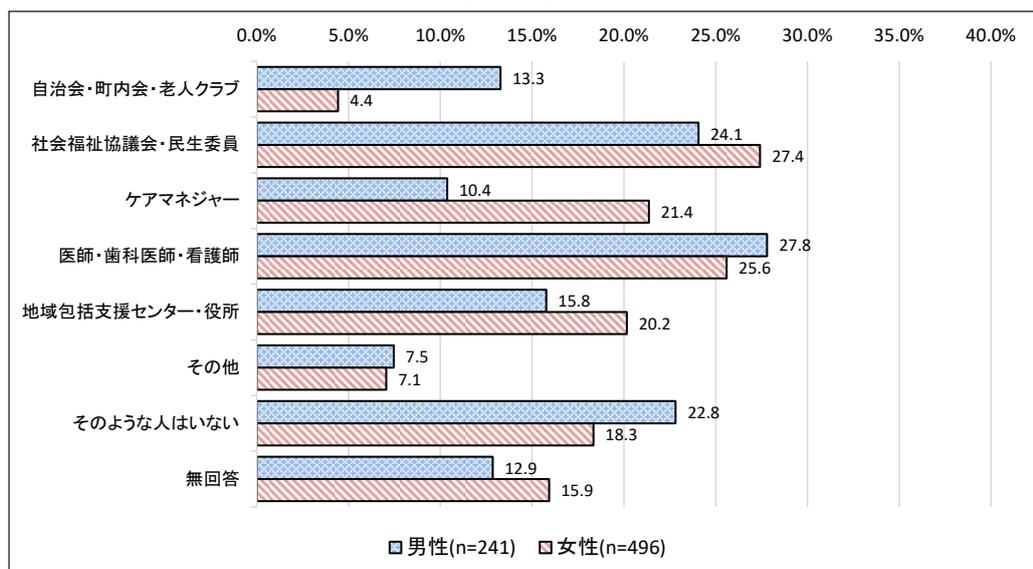
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「社会福祉協議会・民生委員」、「医師・歯科医師・看護師」（ともに 26.4%）の割合が最も高く、次いで、「そのような人はいない」（19.7%）、「地域包括支援センター・役所」（18.8%）となっています。

性別で見ると、男性では「自治会・町内会・老人クラブ」、「医師・歯科医師・看護師」、「そのような人はいない」の割合が女性より高くなっており、女性では「社会福祉協議会・民生委員」、「ケアマネジャー」、「地域包括支援センター・役所」の割合が男性より高くなっていきます。

【全体】

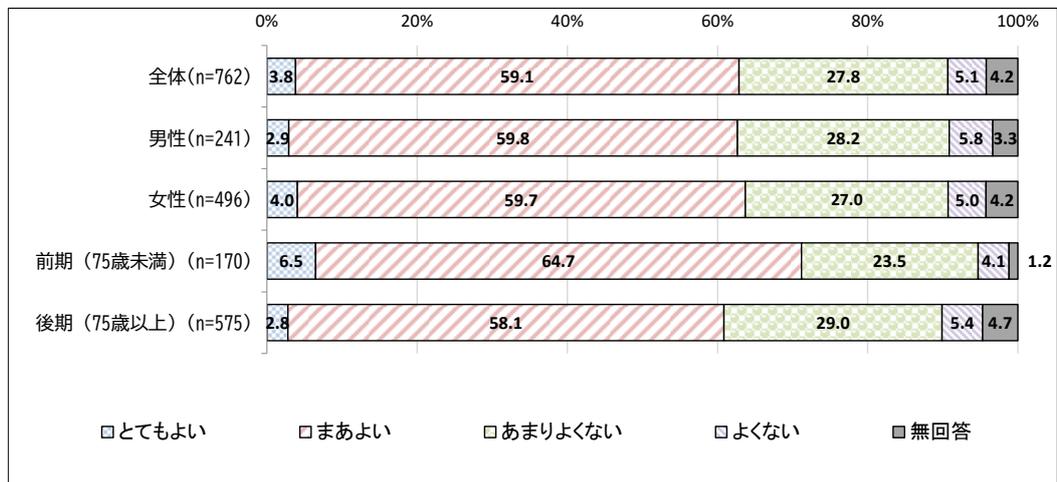


【性別】



⑤主観的健康観

全体で見ると、「まあよい」(59.1%)の割合が最も高くなっており、次いで「あまりよくない」(27.8%)、「よくない」(5.1%)となっています。また、「とてもよい」の割合は3.8%にとどまっています。



⑥主観的幸福感

幸福度の自己採点で、全体では「5点」(24.0%)の割合が最も高くなっており、次いで「8点」(16.8%)、「10点」(13.5%)となっています。

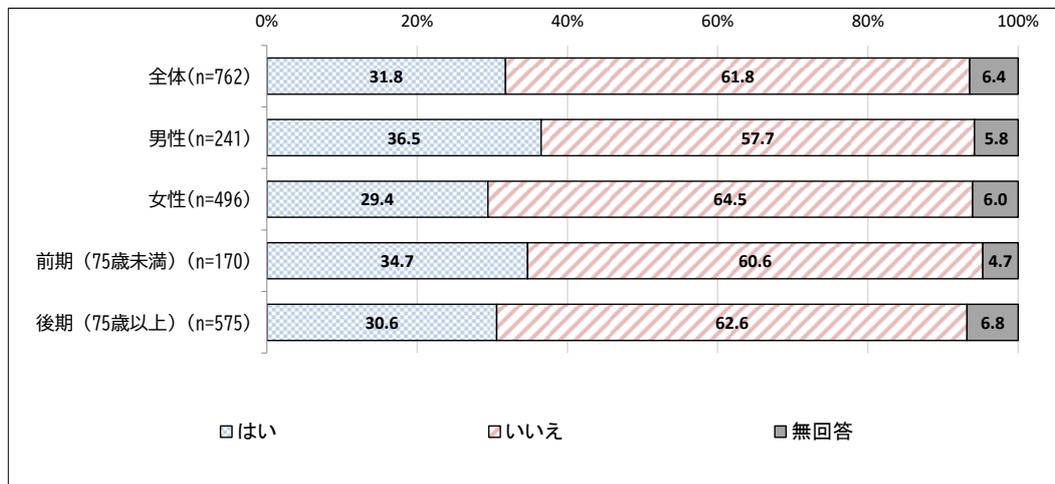
性別で見ると、女性では「10点」の割合が男性より高くなっています。また、後期高齢者においても「10点」の割合が前期高齢者と比較して高くなっています。



⑦ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか

全体で見ると、「はい」(31.8%)の割合が、「いいえ」(61.8%)の割合より低くなっています。

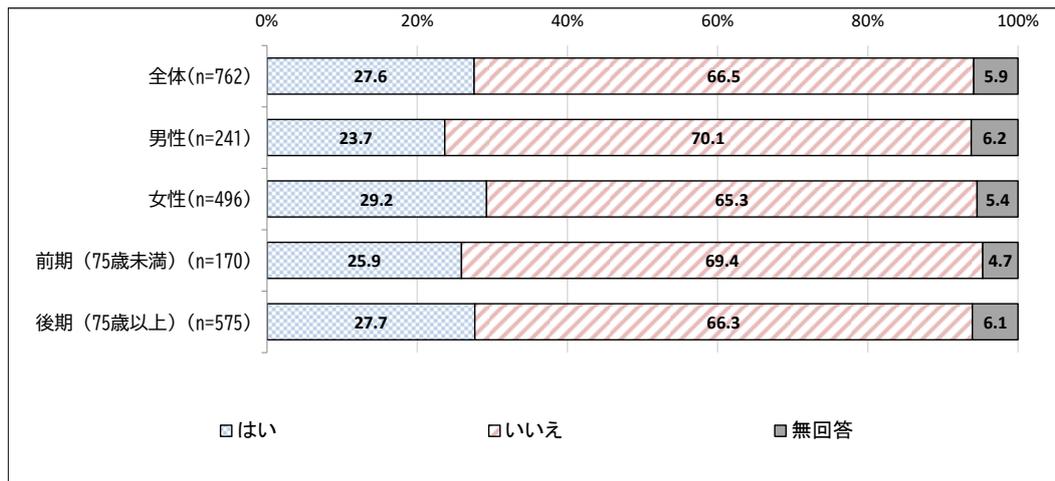
性別で見ると、男性では「はい」の割合が女性より高くなっています。



⑧認知症に関する相談窓口を知っていますか

全体で見ると、「はい」(27.6%)の割合が、「いいえ」(66.5%)の割合より低くなっています。

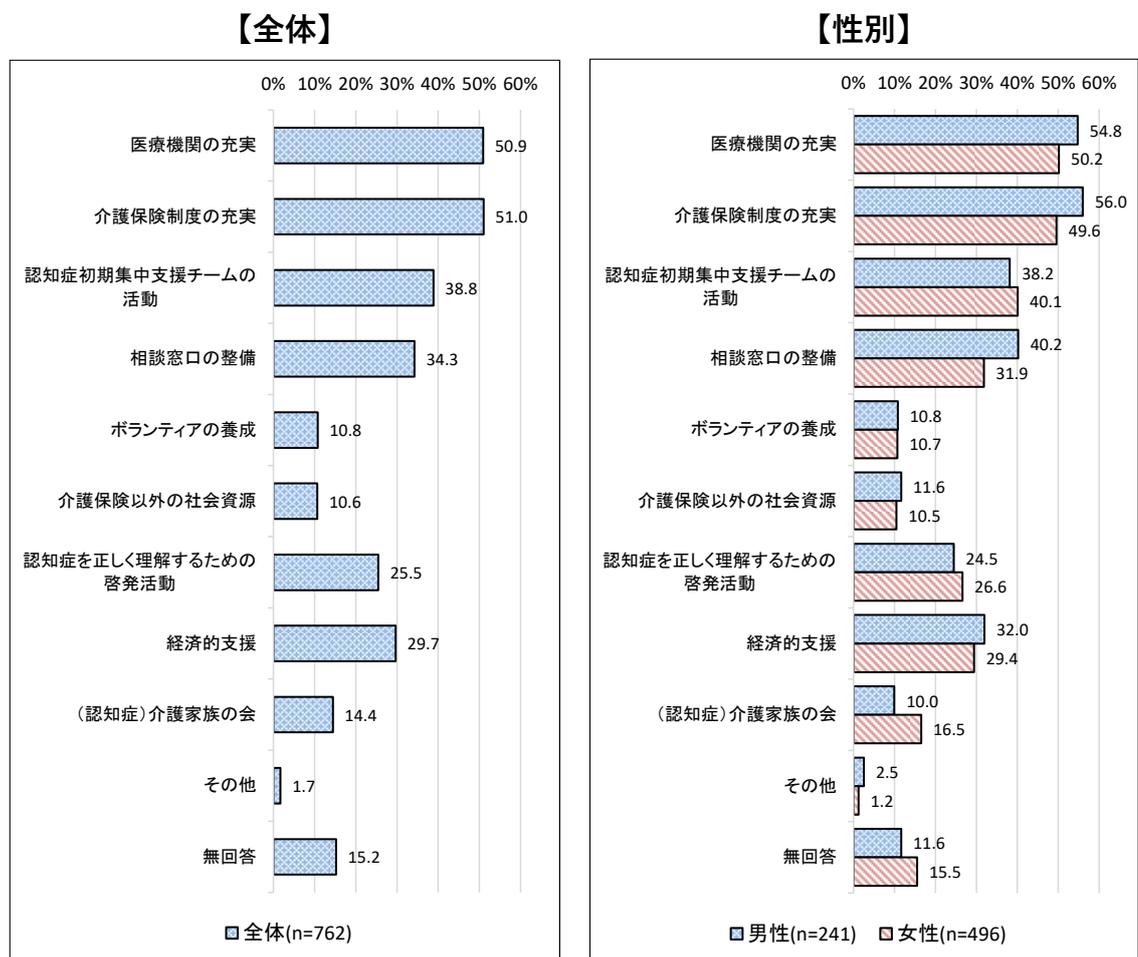
性別で見ると、男性では「はい」の割合が女性より低くなっています。



⑨認知症になっても地域で住み続けるために社会的に必要なものは何だと思いますか

認知症になっても地域で住み続けるために社会的に必要なものは、「介護保険制度の充実」(51.0%)の割合が最も高くなっており、次いで「医療機関の充実」(50.9%)、「認知症初期集中支援チームの活動」(38.8%)となっています。

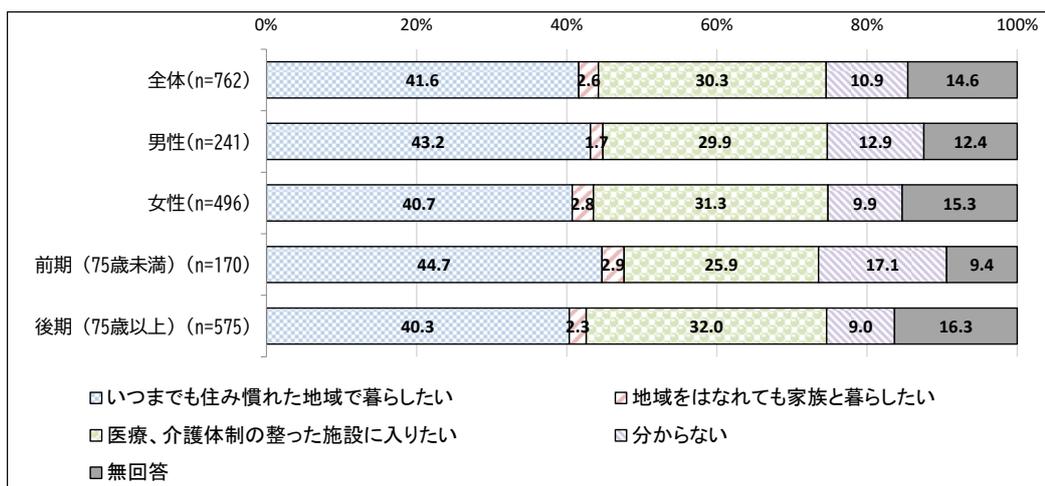
性別で見ると、男性では「医療機関の充実」、「介護保険制度の充実」、「相談窓口の整備」の割合が女性より高くなっており、女性では「(認知症)介護家族の会」の割合が男性より高くなっていきます。



⑩将来単身または高齢者のみの世帯になった場合、どのように暮らしたいですか

全体で見ると、「いつまでも住み慣れた地域で暮らしたい」(41.6%)の割合が最も高くなっており、次いで「医療、介護体制の整った施設に入りたい」(30.3%)、「分からない」(10.9%)となっています。

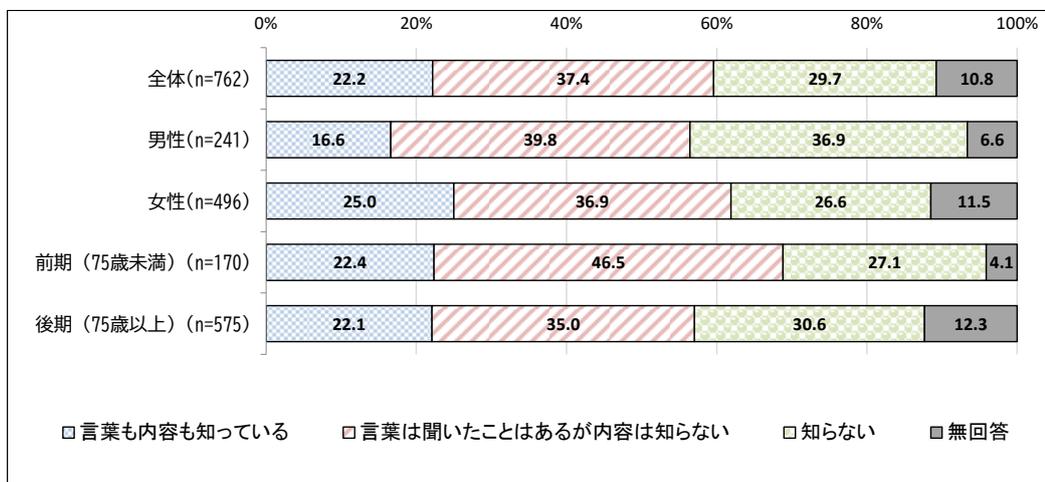
性別で見ると、男性では「いつまでも住み慣れた地域で暮らしたい」の割合が女性より高くなっています。



⑪地域包括ケアシステムをご存知ですか

全体で見ると、「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」(37.4%)の割合が最も高くなっており、次いで「知らない」(29.7%)、「言葉も内容も知っている」(22.2%)となっています。

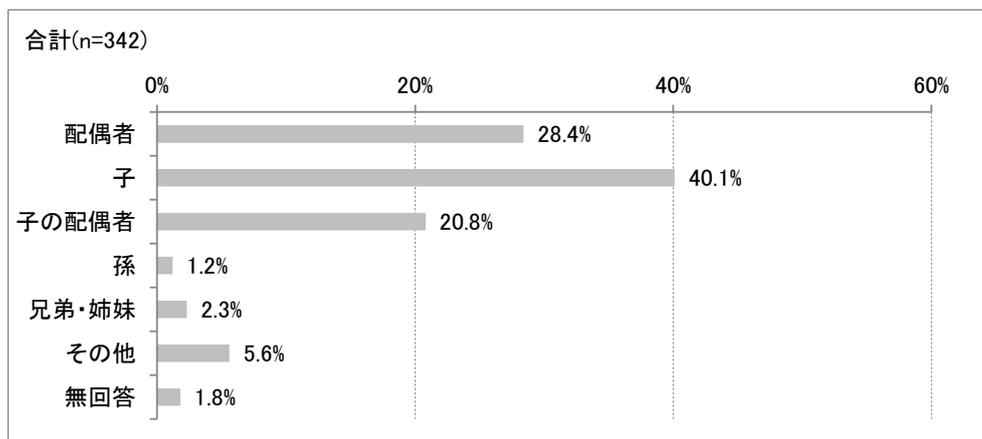
性別で見ると、男性では「知らない」の割合が女性より高くなっています。



(5) 在宅介護実態調査の結果

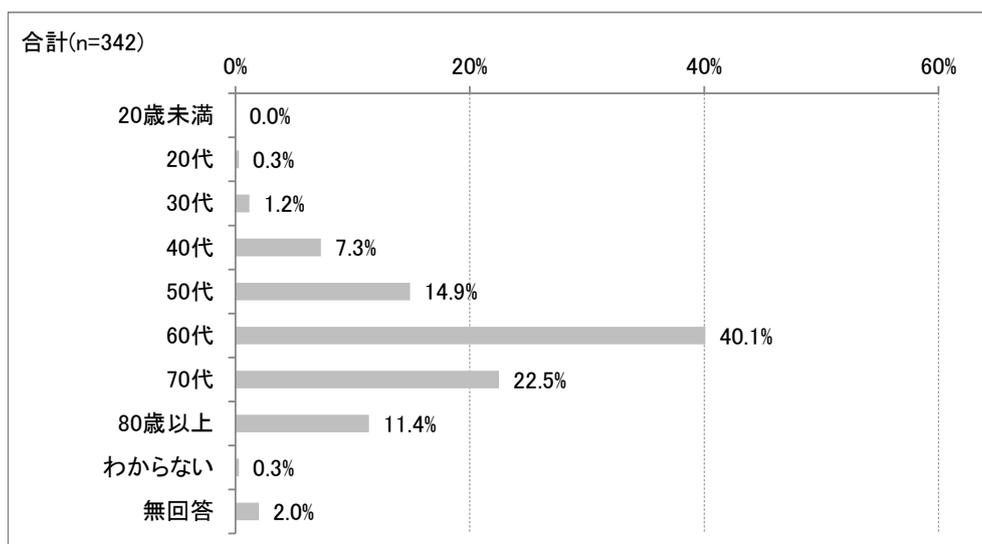
①主な介護者の方は、どなたですか

主な介護者については、「子」(40.1%)の割合が最も高くなっており、次いで「配偶者」(28.4%)、「子の配偶者」(20.8%)となっています。



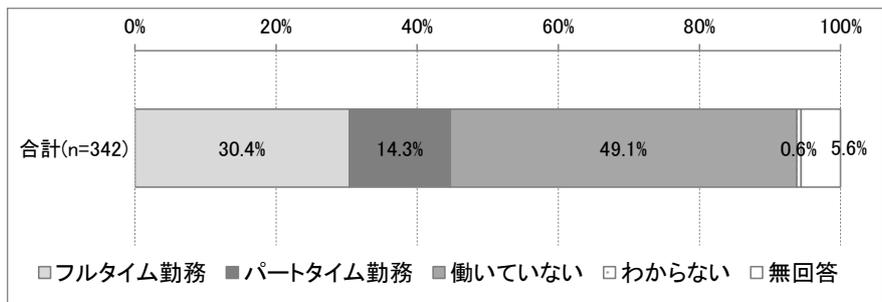
②主な介護者の方の年齢について

主な介護者の年齢については、「60代」(40.1%)の割合が最も高くなっており、次いで「70代」(22.5%)、「50代」(14.9%)となっています。



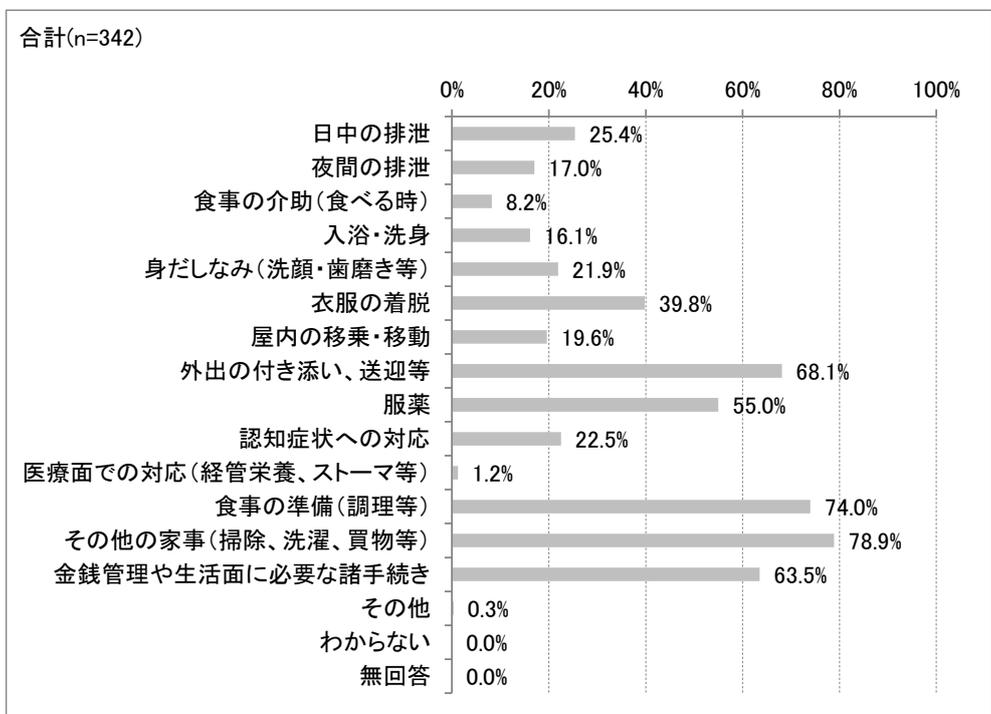
③主な介護者の方の現在の勤務形態について

主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」(49.1%)の割合が最も高くなっており、次いで「フルタイム勤務」(30.4%)、「パートタイム勤務」(14.3%)となっています。



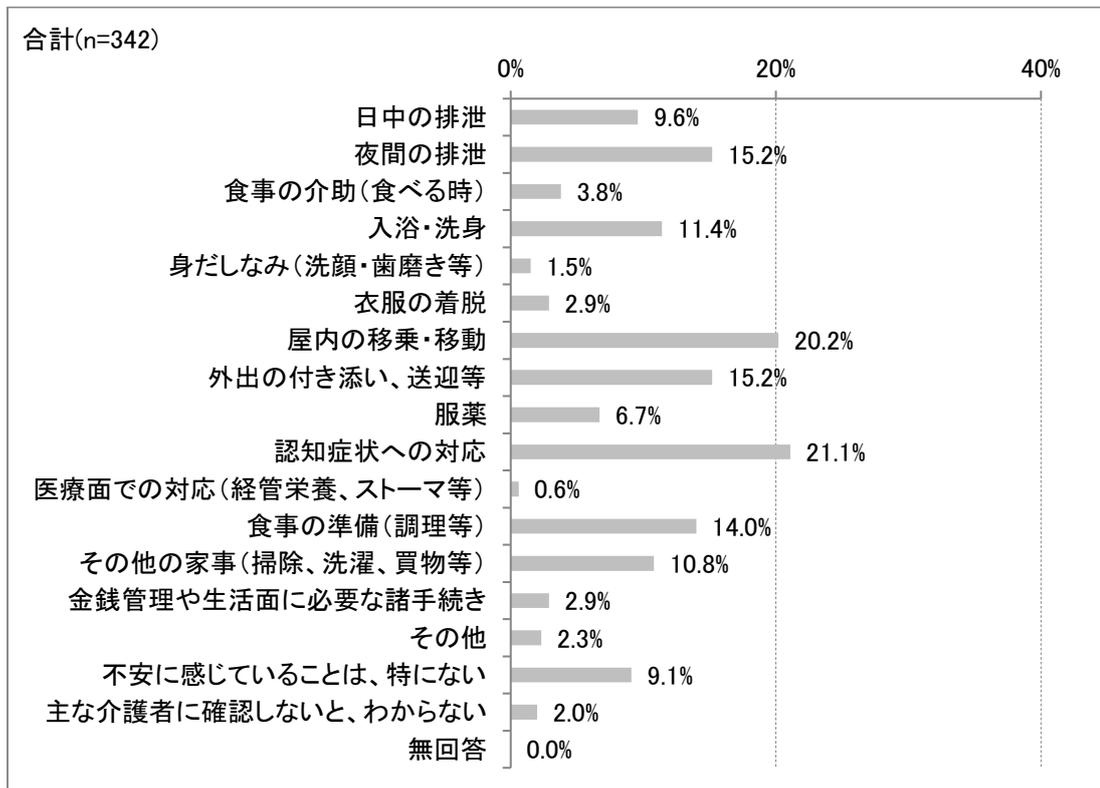
④主な介護者の方が行っている介護等について

主な介護者の方が行っている介護等については、「その他の家事(掃除、洗濯、買物等)」(78.9%)の割合が最も高くなっており、次いで「食事の準備(調理等)」(74.0%)、「外出の付き添い、送迎等」(68.1%)となっています。



⑤主な介護者の方が不安に感じる介護等について

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」(21.1%)の割合が最も高くなっており、次いで「屋内の移乗・移動」(20.2%)、「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」(ともに15.2%)となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

人口減少・超高齢化社会を迎え、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルもますます多様化しています。高齢期を迎えても、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、地域ぐるみで互いに助け支え合い、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

一方、高齢者の増加に伴い、介護・医療等の支援を必要とする高齢者も年々増加することが予想され、そのような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、市民・事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の強化について、「地域共生社会」の実現を見据えながら、推進していく必要があります。

第7期計画では、「高齢期になっても 健康で 安心して暮らせる まちの実現」を基本理念とし、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを継続して進める計画として、サービスの提供や高齢者福祉に関する様々な取組を推進してきました。

第8期計画においては、「高齢期になっても その人らしく 自立した日常生活を続けていけるよう 地域で支え合い 健康で安心して暮らせる まちづくりの実現」を基本理念として掲げ、本市の高齢者が、住み慣れた地域で安全・安心に、本人の希望が最大限に尊重されて生活していくことができるよう、様々なサービスや支援の更なる充実を図ることとします。

【基本理念】

高齢期になっても その人らしく
自立した日常生活を続けていけるよう
地域で支え合い
健康で安心して暮らせる まちづくりの実現

2 計画の基本目標

基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり

経済・社会環境や人々の意識の変化に伴い、地域のつながりが希薄化したといわれていますが、壱岐市においては、まだまだ地域のつながりが残っています。

また、小学校区を単位とする「まちづくり協議会^{※1}」が設立された地域では、地域の課題解決に向けてお互いに助け合う取組が行われており、ボランティアやグループ活動等のつながりもみられます。少子高齢化の進展に伴い、地域が果たす役割への期待が大きいため、地域包括ケアシステムの構築を通して地域のつながりが感じられるまちをめざします。

基本目標2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり

高齢者が健康でいきいきといつまでも暮らしていけるよう生きがいづくり活動の充実を図り、高齢者が家庭や地域で役割を持ち、生きがいを感じられるまちをめざします。

基本目標3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に相応する自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスだけでなく、医療、介護予防、健康づくり、生活支援サービスも包括的に提供できる環境整備を行う等、高齢者がやさしさを感じられるまちをめざします。

基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり

高齢者は生活や心身の健康に不安を持つことが多く、要介護状態になる恐れも高くなります。このため、さまざまな活動を通じて市民や事業者、関係機関より介護保険制度への協力を得て、高齢者も含めみんなで支え合いながら暮らせる、安心感のあるまちをめざします。

※1：まちづくり協議会

地域の特色を生かした持続可能なまちづくりを目指して、各小学校区で設立が進められている協議会のこと。

3 施策の体系

基本理念
高齢期になっても その人らしく 自立した日常生活を続けていけるよう 地域で支え合い 健康で安心して暮らせる まちづくりの実現

基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり
1 高齢者を地域で支える環境づくり 2 地域包括ケアシステムの深化・推進 3 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

基本目標2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり
1 高齢者の社会参加への支援 2 健康寿命の延伸や健康づくりの推進 3 高齢者福祉施策の充実 4 施設福祉の充実 5 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

基本目標3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり
1 地域支援事業の充実 2 総合事業の実施 3 包括的支援事業の充実 4 任意事業 5 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表 6 地域支援事業の規模

基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり
1 介護給付の適正化 2 人材の確保と資質の向上 3 二次離島（三島地区）のサービス確保 4 サービス基盤の整備方針 5 介護保険事業の財源構成 6 被保険者数及び認定者数の推移 7 サービス利用量の見込み 8 サービス給付費の見込み 9 標準給付費等の見込み 10 第1号被保険者の保険料収納必要額 11 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定 12 介護保険料の設定 13 第1号被保険者の所得段階区分の設定

第4章 施策の展開

基本目標1 地域のつながりが感じられる まちづくり

1 高齢者を地域で支える環境づくり

高齢者が安心して地域で生活を送るためには、公的なサービス提供だけではなく、より身近な存在である地域住民の手助けが必要となります。地域の住民一人ひとりが共助の担い手として地域福祉活動に取り組むことにより、高齢者に対してきめ細かな支援や見守りを行うことができます。

本市は、「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、2030年の未来を見据えた事業を展開している中で、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、将来に渡って安心して住み続けられるまちづくりを進めるための取組として、地域住民が主体となる、まちづくり協議会を設立し、お互いに連携・協力して地域住民の福祉の増進、地域の課題解決に向けた取組が行われています。

民生委員等との連携を図り、独居高齢者宅等への定期的な訪問、買い物支援等を行っている地域もあり、高齢者の安否確認及び日常の生活支援に大きく寄与しています。

今後も、支援を必要とする高齢者が、生活の場である身近な地域において、公的サービスだけでなく住民同士のふれあいや助け合い、支え合いによる重層的な支援を受けながら生活することができるよう、住民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりを行っていきます。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制」（厚労省資料）のことです。第6期計画（平成27年度～）から本計画の期間では「地域包括ケアシステムの構築・深化・推進」を共通した理念として様々な取組を実施しており、本計画においても令和7年（2025年）（団塊世代の多くが後期高齢者となる）及び令和22年（2040年）（団塊ジュニア世代の多くが高齢者となる）を見据えて、地域包括ケアシステムの更なる深化をめざして、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進します。また、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けて様々な取組を推進することとしています。

今後はさらに高齢化が進展していく中、安全・安心でいきいきと高齢者が生活できている令和22年（2040年）を迎えることができるよう、サービス供給体制の整備、地域コミュニティの発展、問題解決に向けた様々な主体による連携体制の確保を更に推進します。

3 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

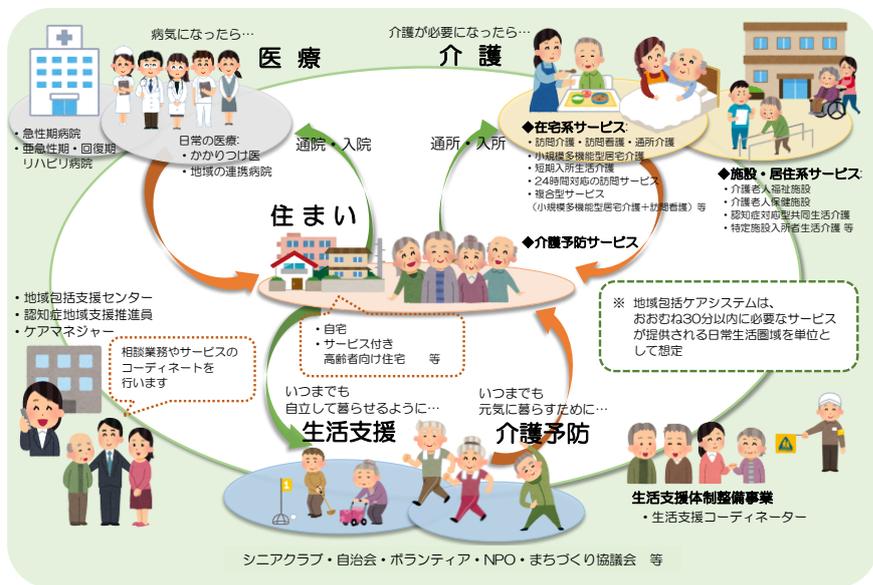
地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っています。

また、高齢者福祉サービスの提供を行政だけが担うのではなく、まちづくり協議会をはじめボランティアグループやサービス事業者を支援する等、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通じた自立支援の仕組みを構築していきます。さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、「介護離職ゼロの実現」を念頭に、以下にあげる基本的理念を踏まえた本市における地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの基本的理念

- ◆自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ◆介護給付等対象サービスの充実・強化
- ◆在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携推進のための体制整備
- ◆日常生活を支援する体制の整備
- ◆高齢者の住まいの安定的な確保

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、公的なサービスを基本としながら、住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として誰もが役割を持って活躍し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。本市においても国の指針に基づき地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



(1) 地域における支え合いの体制づくり

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等により解決をめざすことが示されています。

地域包括ケアシステムを円滑に進めるため、「地域包括支援センター」を核に、地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターの活動等により地域の多様な団体や機関との連携を図り、地域福祉の枠組みとして、「自助」「互助」「共助」を基本に、地域課題の解決等に向けた地域における支え合いの体制づくりを進めます。

また、本市では、安心していつまでも住み続けられるまちづくりを目的として、地域住民が主体である「まちづくり協議会」の設立を小学校区ごとに進めており、地域の課題解決に向けて地域住民が共に助け合う体制づくりを推進しています。

(2) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる体制づくり

高齢者が、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、要支援・要介護状態になることを予防する目的として、高齢者一人ひとりの状態などに応じた運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防といった介護予防事業の更なる充実を目指します。

また、生活習慣病等による身体機能の低下を防ぎ、健康寿命の延伸を実現するための健康づくりに関する取組を介護予防事業と併せて効果的に推進します。

(3) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護等サービス提供の前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、必要に応じて本市関係課や県と連携を図っていくとともに、市内に点在する空家等の活用も含め検討します。

また、今後は生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、高齢者のうち環境上の理由及び経済的理由により居宅において日常生活が困難な高齢者については施設入所を含め検討します。

基本目標 2 高齢者が生きがいを感じられる まちづくり

1 高齢者の社会参加への支援

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域活動の担い手となることで、地域づくりの観点から重要となるため、これまでの経験や能力を活かせる活動場所の確保や豊富な知識・技能を持った高齢者が参加する地域づくり活動などを通じて、高齢者の社会参加などの機会の充実に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活かしながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を実現するため、元気高齢者の就労機会を拡大するための取組を推進します。

(1) 社会参加の支援

高齢者の社会参加や、高齢者自身の経験と知識を活用して積極的な役割を果たしていけるような活動を支援していきます。

老人クラブは社会奉仕活動や教養講座の開催、スポーツ大会等、高齢者が自ら社会参加活動を行っていく上での基点となる役割を担っていると考えられることから、今後もその活動の支援を行っていきます。

また、ボランティア活動は、高齢者の社会参加を進めるにあたって、大きな受け皿となっていくと考えられます。このため、今後もこうしたボランティア活動へのきっかけづくりや、情報提供を進めていきます。

(2) 生涯学習の推進

高齢者が生きがいを持って暮らしていくためには、趣味の活動や学習に積極的に参加していくことが重要です。

現在、実施されている地域の公民館や老人クラブ等での学習活動、出前講座等への参加を推奨し、今後も、個人のニーズを把握しながら学習機会や学習内容の充実に努める等、行政が住民と一体となって取り組み、生涯学習活動を推進していきます。

(3) 就労機会の充実

高齢者がいきいきと活躍できる地域に密着した就労の場として、公益社団法人壱岐市シルバー人材センターは、「自主・自立・共働・共助」の理念に立ち、運営が行われています。

今後とも、高齢者の豊富な知識や経験、能力等を地域の中で十分活用できる機会や場を拡充していくため公益社団法人壱岐市シルバー人材センターの運営を支援していきます。

2 健康寿命の延伸や健康づくりの推進

高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、医療費や介護給付費等、社会保障費の増大が続いています。生活習慣病の発症予防と重症化予防、及び社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等により健康寿命を延ばすことが必要です。従来 of 疾病の早期発見・早期治療にとどまらず疾病の発生を予防する取組を行うことが重要です。

高齢者自身が、自分の健康状態や病気を正しく理解し、生活習慣を改善して、重症化の予防・生活機能の維持を図るための啓発事業を積極的に推進していきます。

3 高齢者福祉施策の充実

(1) 在宅福祉事業

①外出支援サービス事業

送迎用車両により居宅と在宅福祉サービスの提供場所や医療機関等との間を送迎する事業で、リフト付自動車を利用して移送サービスを行っています。社会福祉協議会に委託し市内のタクシー会社の運転手が従事しています。

対象者	市内に住む 65 歳以上の寝たきりの高齢者で、一般の交通機関での移送が困難な方
利用料金	片道 1 回当たり 非課税世帯 600 円 課税世帯 900 円

■外出支援の利用の見込み

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数	件	1,685	1,632	1,632	1,632

②日常生活用具給付事業

一人暮らしや支援を要する高齢者等に対し日常生活用具を給付することで、防火・初期消火に係る便宜を図っています。

対象者	市内に住むおおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯や支援を必要とする高齢者等の世帯の方
利用者負担額	前年の所得税課税年額による (0 円から全額)
給付種目	火災警報機 (警報ブザー型) 自動消火器 (消化液を噴出する)

■日常生活用具給付の利用見込み

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数	件	1	1	1	1

(2) 交通費助成事業

①市内路線バス乗車カード交付事業

高齢者の福祉増進を図るため、75歳以上の高齢者に対して「市内路線バス乗車カード」を交付し、そのカードを提示することで、一路線100円で乗車できます。

■市内路線バス乗車カード所持者の見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所持者数	人	1,580	1,680	1,780	1,880

②三島航路乗船カード交付事業

高齢者の福祉増進を図るため、三島地区在住の75歳以上の高齢者に対して「三島航路乗船カード」を交付し、そのカードを提示することで、無料で乗船できます。

■三島航路乗船カード所持者の見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所持者数	人	70	70	70	70

(3) 健康増進事業

①入湯優待券交付事業

高齢者の健康増進のため、65歳以上の方に対して、市内の指定施設の入湯料金を助成する入湯優待券（1枚200円、年間12枚）を交付しています。

■入湯優待券交付枚数と利用枚数の見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付枚数	枚	52,800	54,000	54,000	54,000
利用枚数	枚	37,500	38,000	38,000	38,000

②はり・きゅう・あんま等施術料金助成事業

高齢者の健康増進のため、65歳以上の方に対して、市内の指定施術施設の利用料金を助成する、はり・きゅう・あんま等の施術料金助成券（1枚 700円、年間10枚）を交付しています。

■はり・きゅう・あんま等施術料金助成券交付枚数と利用枚数の見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付枚数	枚	28,500	29,000	29,000	29,000
利用枚数	枚	10,900	11,200	11,200	11,200

(4) その他の事業

①祝金支給事業

長寿を祝福し、敬老の意を表すため、当該年度内に、77歳、88歳、100歳に達する者を対象として、敬老祝金を支給していましたが、令和3年度からは支給対象について、見直しを検討しています。

■敬老祝金支給者数見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
77歳	人	341	311	233	446
88歳	人	262	251	278	297
100歳	人	20	20	35	49

②敬老行事事業

毎年、敬老の日に70歳以上の高齢者を対象として、市が敬老会を開催し、敬老のお祝いとして記念品(お茶とタオル)を贈呈していましたが、令和3年度からは敬老事業の開催方法について、見直しを検討しています。

■敬老行事対象者数の見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	人	7,921	8,282	8,200	8,200

4 施設福祉の充実

現在、環境上の問題があり、かつ経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者を対象とした養護老人ホームを設置し、在宅生活困難者に対し保護措置を行っています。

近年、在宅に不安を抱える高齢者が増加傾向にあり、養護老人ホームへの入所待機者は200人を超え、その対策が課題となっています。

今後、介護保険施設や在宅サービスの充実を図るとともに、老化の進み具合やケアの必要性に応じた住まいの整備とサービス付高齢者向け住宅や福祉施設の整備など含め検討します。

また、老人福祉法に基づくやむを得ない事由により保護を必要とする方の発生に備え、関係事業所と連携し体制を整えます。

■養護老人ホームの状況

名称	所在地	定員	入所者数	待機者数
沓岐市立老人ホーム	沓岐市勝本町本宮南触 1323-7	110	99	223

※令和元年度末現在

5 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

避難支援については、災害発生時に避難等が困難な高齢者等の避難行動要支援者への支援が円滑に行われる環境を整備するとともに、自助・共助・公助の役割分担と一層の連携により、災害時要配慮者^{※1}避難支援体制の整備を図ります。

また、大規模な感染症の発生時に備え、平時から事態を想定した事前準備を周到に行うとともに、関係者間による情報共有及び連携体制の確保に努めます。

(1) 災害に対する事業所との連携

災害発生時における情報提供、福祉避難所の運営などについて、平時より介護サービス事業所との連携体制の構築に努めます。

また、介護サービス事業所における防災計画の策定状況などの確認及び、避難訓練を実施する上での助言などを行います。

(2) 感染症に対応した体制整備

介護サービス事業所などに向けた感染症感染予防対策について、県と連携して情報共有を図り、助言できる体制を整備します。

感染症発生時に備えた平時からの事前準備や、対応マニュアルの整備、研修会の実施状況等を実地指導等により確認を行います。

※1：災害時要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害発生時の避難等に特に配慮を要する者のこと。

基本目標 3 高齢者がやさしさを感じられる まちづくり

1 地域支援事業の充実

地域支援事業とは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において実施している事業です。

本市においても地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の更なる充実を図り、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざします。

2 総合事業の実施

総合事業では、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等が選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。

また、住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実や利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態を予防する事業の充実によって認定に至らない高齢者の増加をめざし、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開によって要支援状態からの自立促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化をめざします。

介護支援専門員や地域包括支援センターが個別のケアマネジメントを行うためには、総合事業の多様なサービスを行う団体・事業者等と連携して適切なサービスの提供につなげることができるよう、サービス提供体制の整備、関係者相互の情報交換のための体制の整備等、円滑な提供を図るための体制を整備します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

1) 訪問介護

訪問介護事業者の訪問介護員による、身体介護や生活援助等を行うサービスです。

■訪問介護（介護予防訪問介護）の利用見込み

【実人数】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み数	人	806	804	800	792

②通所型サービス

1) 通所介護

通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練等、通所介護と同様のサービスです。

■通所介護（介護予防通所介護）の利用見込み 【実人数】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み数	人	1,100	1,097	1,092	1,081

2) 通所型サービスA（ゆうゆうお達者クラブ）

緩和された基準によるサービスで、軽度の自立支援を必要とされる方に対して、集団及び個別指導を実施します。

■通所型サービスA（ゆうゆうお達者クラブ）の利用見込み 【実人数】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み数	人	550	548	546	540

③その他生活支援サービス

1) 配食サービス（対象者：事業対象者、要支援認定者）

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守り、緊急時の対応とともに行う配食サービスです。

民間企業等の参入を促し、対象者の多様なニーズ等にも対応できるようサービスの充実を図ります。

■配食の利用見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み数	食	27,289	30,000	30,000	30,000
事業所数	箇所	4	5	5	5

(2) 介護予防ケアマネジメント

アセスメント実施から介護予防ケアマネジメント計画の作成、適切なサービスが提供されるよう給付管理、調整、相談の支援を行います。

してもらおう介護ではなく自立支援の介護を能力評価、自立生活阻害の問題把握を提案していくことが重要であることを支援者、利用者とも認識する必要があります。

■介護予防ケアマネジメントの利用見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み数	人	295	293	291	290

(3) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

①介護予防把握事業

地域の実情に応じて、収集した情報等の活用により、支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる事業です。

おおむね65歳以上の高齢者を対象（介護認定者を除く）として、25項目の基本チェックリストを節目年齢で郵送、介護予防教室、サロン、家庭訪問での調査や関係機関等からの情報提供によって要支援・要介護状態となるおそれのあるハイリスク者を決定します。

今後も、適切な把握方法を検討し、様々な場面で対象者を把握していきます。

■介護予防把握事業の利用見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者数 (65歳以上)	人	9,871	9,727	9,685	9,584
対象者数	人	7,309	7,200	7,200	7,200
最終回収数	人	850	870	870	870
最終回収率	%	12	12	12	12
ハイリスク者 出現率	%	50	50	50	50

②介護予防普及啓発事業

介護予防事業の普及・啓発を行う事業です。介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための、介護予防教室や講演会、相談会などを、地域包括支援センターの直営実施または社会福祉協議会等への委託により実施しています。今後は、「定例はつらつ元気塾」の定着を図り、利用者拡大を進めるとともに、未介入老人クラブへの働きかけを行い、単発型介護予防教室利用を促進します。また、ハイリスク者を対象とした、転倒予防教室等の専門的指導の実施箇所を増やすことにより、利用者の教室選択の幅を広げて、実践につながる教室・教育を実施します。

1) 単位老人クラブや高齢者サロン等の通いの場への介護予防健康教育や専門職の講師派遣
2) 自治公民館、老人クラブ連合会等各種団体への講師派遣
3) 疾病管理を含んだ介護予防健康教育
<ul style="list-style-type: none"> i) 転倒予防、転倒しても骨折しない体づくりのための健康教育 ii) 高血圧や骨粗鬆症予防に重点を置いた健康教育 iii) 運動ハイリスク者を対象とした、個別運動指導
4) 総合的な定例教室、テーマ別教室の開催
<ul style="list-style-type: none"> i) 運動、栄養、口腔、認知症等介護予防全般をテーマとした定例教室「はつらつ元気塾」の実施、乗り合いタクシーによる送迎 ii) 認知症予防教室「脳活教室」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防のためのレクリエーションや運動、栄養、口腔プログラムの実施 ・弁護士・司法書士等による終活講話 ・「おぼえがき（壱岐市版エンディングノート^{※1}）」の配布・活用指導 iii) 運動教室「チェアヨガ教室」「ノルディックウォーキング教室」「コグニサイズ（認知症予防）教室」および「フレイル予防教室」の実施
5) 高齢者サロン運動教室実施団体への折りたたみ椅子貸与
6) 高齢者サロン等、定期的に活動をしている団体への送迎支援
7) 介護予防教室参加者の拡大、継続参加意欲の向上への取組
「おたすけ健康スタンプラリー」の作成、ポイントに応じた参加賞の進呈
8) 健康長寿体操「壱岐うらふれ体操」の普及推進
普及宣伝隊「なごーいきよう隊」を中心とした普及推進、活動支援、ケーブルテレビでの放映

※1：エンディングノート

高齢者が自身の終末期や死後など、自分の身に何かがあった時に備えて、家族が様々な判断や手続きを進める際に必要となる情報を残すためのノートのこと。

■介護予防普及啓発事業の実施見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会	回数	0	5	5	5
	人	0	700	700	700
介護予防教室	回数	330	340	350	360
	人	5,000	5,200	5,250	5,300
個別相談会	回数	10	250	260	270
	人	140	4,300	4,350	4,400
ハイリスク者 指導教室	箇所	3	4	5	5
	人	48	80	100	100

③地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業です。

定期的に行っている高齢者サロン等の団体のうち、物理的理由で介護予防活動が困難な団体に対して、交通手段を支援（活動場所への送迎）し、介護予防活動参加者の拡大と充実を図ります。介護予防教室や講演会等を通じて、介護予防に関するボランティアの育成をめざします。

吉岐地域リハビリテーション広域支援センターや、福祉関係機関、教育関係機関等と協働し、高齢者に限らず若年層から壮年期も対象とした介護予防教育や介護予防の取組を行っています。

また、高齢者の医療、健診、介護などのデータを活用し、要介護状態を招く恐れのある生活習慣病の重症化予防や低栄養予防などの保健事業を効果的に行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

④地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

現在、吉岐地域リハビリテーション広域支援センターの協力により、高齢者サロンにおいての運動機能評価・運動指導や地域ケア会議、認知症初期集中支援チームでの指導助言が行われています。今後も、吉岐医師会等関係団体や実施担当者の所属する医療機関等と協議しながら、住民の介護予防や自立した生活への取組を支援していきます。

3 包括的支援事業の充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターとは、高齢者に対する様々な支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアを実現する機関として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などを行っています。

高齢者の増加に伴い、地域ケア会議、在宅医療・介護と連携した体制づくりに加え、認知症対策や介護予防・日常生活支援総合事業の実施など、様々な事業に対応していくために、適切な人員配置や地域包括支援センターが行う業務の周知、事業に関する評価・点検等を実施し、センターの機能強化を図っていきます。

(2) 地域ケア会議の開催・推進

「地域ケア会議」は、高齢者等個人の課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員、保健・医療の専門職、福祉の専門職、民生委員、自治公民館長、ボランティア、行政職員等の参加によって、多様な観点から検討することで、高齢者等の地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。このような検討を通して、介護支援専門員の自立に資するケアマネジメントの質を高めることや高齢者等の実態把握および地域包括支援ネットワークを構築することを目的としています。

壱岐市の地域ケア会議は次のように行っています。

①壱岐市自立支援検討会

介護サービスやその他の生活支援サービスを受ける人が適切なサービスを受けることで、日常生活動作を維持向上し、住み慣れた地域での生活をより長く継続できるように、介護支援専門員が作成したケアプランを介護サービス事業者や医療・福祉の専門職、民生委員、地域包括支援センター等の関係者と検討し、支援の充実を図る。また、介護支援専門員をはじめとした介護関係者のスキルアップを図ります。

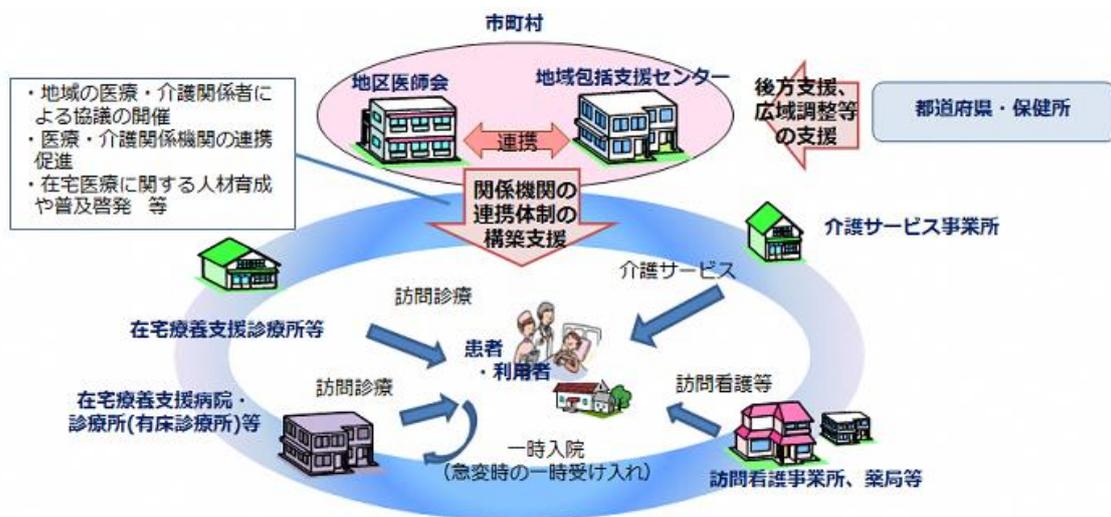
②地域ケア推進会議

地域ケア推進会議は、これまで壱岐医師会在宅医療推進部会が開催している多職種協働ケア会議をこの会議として位置づけ、日常生活圏域における地域課題や自立支援検討会で抽出され、解決することができなかった共通課題の解決に向け、協議や事例検討を継続して行います。また、必要に応じて市レベルの協議会に提言を行い、地域づくり・資源開発機能や政策形成機能を発揮できるよう努めていきます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する支援が求められます。

壱岐市では壱岐医師会在宅医療推進部会へ委託し、在宅医療・介護連携推進事業を実施しています。今後も ICT_{※1}を活用した在宅医療・介護を支援する体制を充実させ、総合相談窓口を設置し、24時間365日体制の在宅医療・介護及び看取りまでのサービスを提供できる体制づくりを推進します。



※1：ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略。通信技術を活用したコミュニケーション手段のこと。

(4) 認知症施策の推進

高齢者の増加とともに認知症を発症する人が増加しています。

これまでの主な認知症施策は、早期受診・早期対応の遅れによる症状の悪化、地域で認知症高齢者とその家族への支援体制が不十分、医療・介護従事者が現場で連携がとれた対応ができていないケースがある等、様々な課題が指摘されてきました。

今後は、地域包括支援センターに設置された認知症初期集中支援チームを中心に、認知症の早期診断・早期対応とともに、地域包括支援センターによる相談対応等、認知症の人と家族の会との協働事業や、登録システム・地域見守りシステム・緊急システムを有するいきいきあんしんネットワーク^{※1}の充実等により認知症になっても安心して生活できる地域の実現をめざします。

■いきいきあんしんネットワーク登録者見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	人	36	38	38	38

①認知症予防の推進

自治公民館や婦人会、老人クラブ、ボランティア団体、学校PTA、企業等を対象とした、認知症サポーター養成講座や認知症啓発に関する市民公開講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行っています。

今後とも、市民公開講座の開催、また、自治公民館や婦人会、学校、企業等、幅広い年齢層のあらゆる団体を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を継続、拡大します。

また、認知症キャラバンメイト連絡会を開催、啓発活動ワーキングチームを設置して啓発活動を充実させます。

■認知症サポーター養成講座

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	6	15	20	20
サポーター養成数	人	80	300	400	400

■認知症に関する市民公開講座

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	0	1	1	1

※1：いきいきあんしんネットワーク

希望により、「はいかい」が予測される人を登録しておくことで、いざ、行方不明になった時に、協力機関を通じて捜索の協力にあたるネットワークのこと。

■認知症キャラバンメイト養成

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
キャラバンメイト数	人	0	20	30	30
連絡会開催回数	回	0	1	1	1

■認知症啓発活動ワーキングチーム

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	0	1	1	1

②認知症医療体制の充実

地域包括支援センター・社会福祉協議会相談窓口で、高齢者や家族・関係者からの相談を受け付け、医療機関、サービス事業者、福祉関係者等への連絡相談等を行っています。

また、令和元年7月1日に壱岐医師会・エーザイ株式会社及び壱岐市の三者において、「認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定」を締結し、認知症医療予防連絡会を開催し、「認知症の早期発見、早期受診、早期介入を実現する環境構築」に向けたしくみづくりを行いました。

今後は、次のような取組を行います。

- 1) 認知症相談窓口について十分な広報を行い、受け付けた相談に対して迅速な支援ができるよう努めます。
- 2) 認知症の症状により、医療の提供を必要とする場合や介護サービスの提供を必要とする場合等、医療と介護サービスとの適切な連携を図ります。
- 3) 認知症専門医が限られている中で、認知症サポート医と認知症地域支援推進員を中心に、住民が最も信頼しているかかりつけ医との調整を図りながら、適切な治療が継続できるよう壱岐医師会と連携していきます。
- 4) 認知症初期集中支援チームにおいて、認知症の人や家族と早期に関わり、自立生活のサポートを行います。
- 5) 介護予防教室や高齢者サロン等において、「認知機能チェック」を実施し、その結果から早期受診、早期介入を図り、医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

■認知症初期集中支援チーム

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	箇所	1	1	1	1
訪問対象者数	人	3	5	5	5

■認知機能チェック

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施人数	人	150	150	200	200

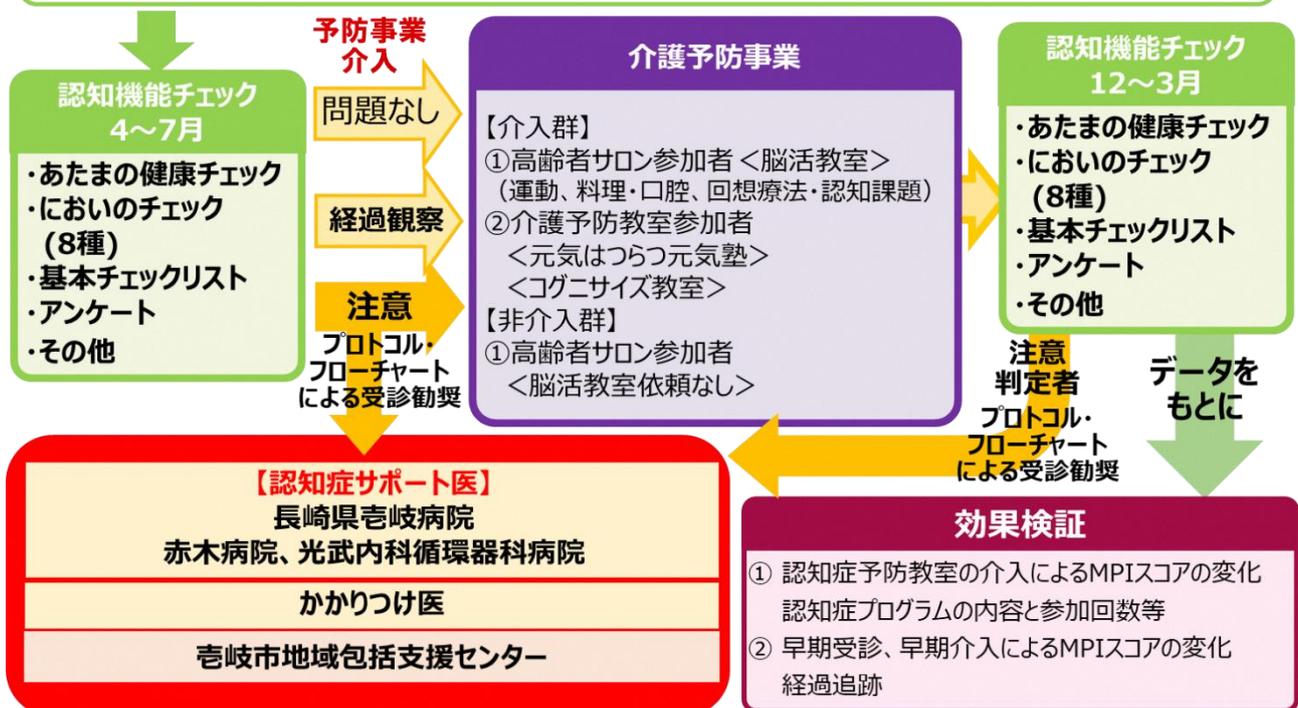
■認知症医療予防連携

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連絡票件数	件	5	5	10	15

認知症医療予防連携のしくみづくりの流れ

～認知症に関わる早期気づき・早期受診・早期介入を実現する社会環境構築～

介護予防教室参加の住民（約200名）に介護予防事業の案内・説明を行う
→同意を得られた方を対象に実施する



③認知症地域連携体制の強化

医療機関、介護サービス事業者、社会福祉協議会、医療介護福祉関係者、住民組織との連携を図り、認知症の人や家族を支える取組を強化します。

また、いきいきあんしんネットワーク（市民福祉課）の活用について、市民への周知を行っています。

今後は、次のような取組を行います。

- 1) 認知症高齢者を取り巻く人々が、気軽に相談できる窓口の周知を続けていきます。
- 2) 認知症高齢者について、保健・医療・福祉の専門的観点から適切な評価（アセスメント）を行い、高齢者と家族に対して状態に応じて必要とされるサービスを継続的に提供するため、定期的なケア会議の開催を進めます。
- 3) 認知症の人とその家族を地域で支えることが認知症の症状を安定させることにつながることから、関係機関、住民組織等に、認知症の人や家族を支える人（認知症キャラバンメイト・認知症サポーター）を増やす取組を強化します。
- 4) 成年後見制度について周知し、利用の促進に努めます。
- 5) はまべの会（認知症の人と家族の会）の出張相談と認知症サポーター養成講座を同時開催し、相談の機会を増やします。また、定例相談会等の活動に協力します。
- 6) 認知症カフェを開設し、認知症本人と家族が地域から孤立することなく安心して生活できる地域づくりをめざします。
- 7) 地域住民へ認知症の理解と地域の見守りの大切さを啓発し、日常的な声かけ・見守りの意識を高めるとともに、認知症行方不明者発生時のいきいきあんしんネットワークの活用を促進し、システム充実のための模擬訓練を実施します。

■認知症サポーター養成講座における「はまべの会」による出張相談

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	0	2	2	2

■認知症カフェ設置数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	箇所	2	2	3	3

(5) 生活支援サービスの体制整備

単身世帯等の増加、支援を必要とする軽度の高齢者の増加により、日常生活を支えていく生活支援サービスの必要性が高まっています。

生活支援サービスや社会参加へのニーズは、地域の高齢化や社会資源等の状況に応じて様々なものが想定されるため、まちづくり協議会をはじめ、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ります。

そのために、平成30年4月より生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の支え合いの実態や高齢者支援ニーズ等の聞き取り調査を行ってきました。今後は、必要とされるサービス等について、地域の支援体制確立に向けた取組を進めていきます。

(6) 総合相談支援業務

①総合相談

高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持できるよう、本人や家族や地域の民生委員等高齢者に関わる支援者等からの相談を受け付け、介護保険サービスにとどまらない保健・医療・福祉等のサービス利用や専門機関へつなぎ、継続的な支援ができるよう、地域包括支援センターと社会福祉協議会4支所に相談窓口を設置しています。

今後も、相談内容に即した的確な状況把握を行い、適切なサービスや制度の利用支援・情報提供について関係機関やサービス事業所へつなぐとともに継続的な支援に努めます。

また、地域包括支援センターと社会福祉協議会相談窓口担当者間で、事例検討・情報交換・意見交換等を定期的に行い、それぞれの資質向上を図ります。（毎月担当者会開催）

②地域におけるネットワーク構築

保健・医療・福祉サービスをはじめとする包括的・継続的支援を行い、更なる問題の発生を防止するため、サービス事業者や保健医療福祉等関係機関・団体、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会等とのネットワークを構築し、連携・協力・相談体制を確立します。地域住民に広く理解してもらえよう、啓発活動を行います。

③高齢者実態把握業務

地域に住む高齢者の心身の状況、家庭環境等を総合相談、サービス事業者、保健医療福祉等関係者、民生委員等のネットワーク等により把握し、課題やニーズを発見できるよう取り組んでいます。

また、民生委員と地域包括支援センターとの情報交換会を実施し、見守りが必要な高齢者等を適切に把握し、社会福祉協議会や福祉・危機管理担当課との情報共有を図り、適時適切な支援につなげます。

■ 高齢者実態把握の件数

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実態把握訪問 (各相談窓口)	延べ件数	400	400	400	400

(7) 権利擁護業務

①権利擁護

地域住民や民生委員、関係機関、介護支援専門員等の支援だけでは問題の解決が困難な状況にある高齢者、特に認知症等により判断能力に支障があり、人権侵害等の問題を抱えた高齢者に対し、住み慣れた地域において安心して自立した生活ができるよう、利用者の権利擁護の視点に基づいた専門的・継続的な支援を行います。

また、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）への利用支援を行うとともに、相互協力体制を強化します。

利用者の認知能力、判断能力により成年後見制度への移行が必要な場合には、速やかに移行できるように関係機関の連携と協力体制の構築を図ります。

②高齢者虐待の防止及び対応

総合相談、実態把握業務により早期発見・早期対応に努めるとともに、「高齢者虐待防止法」等関係法制の研修及び啓蒙を行い、関係者・関係機関等と連携して支援を行っています。高齢者虐待の早期発見、適切な対応を行うためにも、他の専門機関（保健所、警察、医療機関、介護サービス施設）と連携・協働し、高齢者虐待防止ネットワークの構築を図ります。

③消費者被害の防止及び対応

総合相談、実態把握業務により、消費者被害の情報や実態を把握するとともに、壱岐市消費生活センターや警察機関と連携し、被害の防止、啓発に努めています。

④成年後見制度等の利用支援

高齢者等が認知症や障害等により判断能力の低下及び判断力を欠く状態となり、自立した尊厳ある生活が困難で、成年後見制度の利用が必要と判断された場合、適切かつ円滑に利用できるよう関係機関、専門機関と連携・協働して支援します。

現在、総合相談や実態把握業務、さらに福祉事務所、法律専門機関、社会福祉協議会等の関係機関や関係者とのネットワークにより、壱岐市成年後見制度利用支援事業による適切な支援を行っています。

今後も、総合相談や実態把握業務、他の相談機関との連携を図り、対象者やニーズの発見・把握に努めるとともに、成年後見制度利用の相談支援について、専門機関（家庭裁判所、法務局、法テラス、ひまわり弁護士事務所、司法書士会等）より指導・助言を受け、制度の普及と理解を深めるよう地域住民や関係者、関係機関への啓発活動等を行います。

また、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、以下の3点について取り組みを推進します。

1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- i) 財産管理のみならず、当事者の意思決定支援・身上保護も重視して、適切な後見人の選任や交代を支援します。
- ii) 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行い、そのための補助資料として、当事者を日頃から支援する関係者が生活状況等を記載する本人情報シートの作成・提出の推進を図る。

2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- i) 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制を整備するとともに、チームを支援する協議体を設置して、当事者を重層的に支援する仕組みづくりを推進します。
- ii) 地域連携ネットワークの整備を進めるため、相談業務や後見活動を支援する体制整備に努めるとともに、権利擁護支援が必要な人の把握に努めます。
- iii) 地域連携ネットワークの中核機関の設置に向けて関係機関等と協議を行い、段階的に整備を進めます。

3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

財産等の管理における不正を防止するための方策や、不正が起きた場合の対応等について検討します。

■権利擁護業務関連の相談件数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談延べ件数	件	1,300	1,300	1,200	1,200
権利擁護関係相談		10	10	10	10
高齢者虐待関係		15	15	15	15
成年後見利用支援		4	6	7	7
成年後見市長申立件数		2	4	5	5
消費者被害関係		2	2	2	2

(8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員や介護サービス事業者等への日常的な支援、困難事例に関する相談・助言・指導・研修等を行うことで、包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるように後方支援するとともに環境整備を行っています。

今後も次のような取組を行っていきます。

①包括的・継続的なケア体制の構築

- 1) 施設入所・在宅を問わず、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を強化し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。
- 2) 長崎県介護支援専門員連絡協議会壱岐支部と連携を図り、市内の介護保険事業所職員及び介護支援専門員との情報交換等ネットワーク構築、職員の資質向上のための研修会実施、処遇困難事例についてのケース検討会開催等を支援します。

②介護支援専門員のネットワークの活用

- 1) 地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークを活用します。
- 2) いきいきあんしんネットワーク、地域見守りシステムにおいて、介護支援専門員や民生委員等チームメンバーの支援、ケアカンファレンス開催・運営の支援を行います。

③困難事例等日常的個別指導・相談

- 1) サービス担当者会開催の支援、支援困難事例について関係機関との連携及び助言を行います。

■ケアマネ支援対応件数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネ支援 対応件数	件	10	10	10	10

■研修会・学習会の開催件数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会・ 学習会の開催	回	1	1	1	1

- 2) 支援困難事例、虐待防止や権利擁護に関わる事例等については、地域包括支援センターへ積極的に連絡していただき、協働で対応する体制を構築します。(支援困難者に対するネットワークの形成)

4 任意事業

(1) 介護用品給付事業

市民税非課税世帯で要介護認定区分4・5の認定者(3か月毎の審査により更新)に対して、介護用品の給付券(月額2,500円)を支給しています。

居宅支援事業所のケアマネジャーや販売登録事業所との連携により制度の周知を図っていきます。

■交付者数及び交付枚数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	人	65	65	65	65
交付枚数	枚	600	600	600	600

(2) 認知症高齢者見守り支援事業

認知症の方への対応について専門知識を持つ認知症ケア専門士が、家庭を訪問、在宅生活を見守ることにより、認知症の方及び家族が、地域とのつながりを保ちつつ、医療・介護・福祉関係機関等の指導・支援を受けながら、本人の意思が尊重され、穏やかに安心して生活が送れるよう支援します。

■認知症高齢者見守り支援事業の実施件数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り実施者数	人	2	4	6	8

(3) 地域自立生活支援事業

①配食サービス（対象者：要介護認定者）

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守り、緊急時の対応とともに行う配食サービスです。

民間企業等の参入を促し、対象者の多様なニーズ等にも対応できるようサービスの充実を図ります。

■配食の利用見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込み数	食	25,719	28,500	28,500	28,500
事業所数	箇所	4	5	5	5

(4) 地域安心見守り事業

高齢者の孤独死や行方不明者、また、悪徳商法被害等の防止のため、地域の事業所や店舗等の事業者の方に、プライバシーに配慮しながら、日常生活や業務の中で地域をさりげなくゆるやかに見守っていく活動にご協力をお願いし、異変に気づいた時に市へ連絡いただくことにより、必要な支援や適切なサービスにつなげています。

今後も幅広い事業者にご協力いただき、地域の見守りについて市域全体で意識が高まるよう事業を推進していきます。

■吉崎市地域安心見守り事業協定締結事業所数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定締結事業所数	件	39	40	40	40

5 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表

地域包括ケアシステム構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加えて地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や、事業・サービス内容について地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが必要となります。そのため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用して積極的に情報発信するよう努めます。

6 地域支援事業の規模

地域支援事業の事業費の見込額は以下のとおりとします。

■ 地域支援事業費の内訳

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
地域支援事業費	千円	316,071	315,712	315,092	946,875
介護予防・ 生活支援事業費		219,574	219,553	219,748	658,875
地域包括支援センターの 運営及び任意事業		78,397	78,058	77,244	233,699
包括的支援事業 (社会保障充実分)		18,099	18,099	18,099	54,297

基本目標4 高齢者に安心感がうまれる まちづくり

1 介護給付の適正化

高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれ、介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

(1) 適正な認定調査実施体制の確保

要介護（要支援）の認定調査は、介護保険法の規定により、全国一律の基準に基づき行われます。認定調査員の研修及び調査を委託する指定居宅介護支援事業者等への指導等を通じて、適正な認定調査を実施するための体制を確保します。

(2) 認定審査の平準化

すべての審査会資料を職員が事前に点検することや介護認定審査会委員の研修を通じて、二次判定を担う介護認定審査会の各合議体間の平準化を図るとともに、判定の内容について全国の保険者との差異の分析を行い、適正な認定審査の体制を確保します。

(3) ケアマネジメントの適正化による支援

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対し、実地指導の際にもケアプラン点検を行うとともに、ケアマネジャー研修等を通じて介護支援専門員への支援を行い、高齢者が介護サービスや保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用するために欠かせない適正なケアマネジメントを推進します。

(4) 給付内容の点検等

受給者ごとに給付内容の縦覧点検及び医療情報との突合を実施するほか、国保連の適正化システムによる提供データの積極的な活用により、介護給付費の適正化を図ります。

(5) 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入に係る給付においては、必要に応じ利用者の自宅を訪問調査し、実態確認や施工状況を点検します。

また、リハビリテーション専門職による点検を推進します。

(6) 介護給付通知

介護サービス利用者に保険給付の状況を送付し、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の意識啓発を図ります。

	実績値	計画値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知数	1,800	1,800	1,800	1,800

2 人材の確保と資質の向上

高齢者人口の更なる増加と人口減少に伴い、介護に関わる人材の不足が全国的に問題となっています。今後、高齢者に向けたサービスのさらなる細分化・専門化が予想されることから、市内の介護人材の育成を目的に、介護福祉士養成校の設置により、介護福祉士の資格取得、留学生の受け入れなどを引き続き行い、本市の老人福祉の充実、介護人材の育成、定住・交流人口の拡大と安定的な人材を確保できる体制づくりや人材育成の更なる充実をめざします。

また、介護人材の確保につながる補助金等の活用で介護の現場において長く働き続けることができるよう、働きやすい環境の整備を推進していくことがますます重要となっています。

今後は、介護人材を取り巻く現状を把握し、中長期を見据えた人材確保の方策を検討するとともに、県及び事業者などと連携し、介護分野の社会的評価の向上及び人材確保に関する課題や意識の共有を図ります。

さらに、事業者やサービス従事者の資質向上に向け研修などを実施し、サービスの質の向上に向けた取り組みを支援します。

3 二次離島（三島地区）のサービス確保

二次離島（三島地区）は、本島から隔絶し地理的不利な状況にあり、サービス利用に係る渡航費の助成を実施していますが介護サービス提供事業者の参入が難しく、二次離島の利用者が本島の利用者と同様のサービスを受けられる介護サービス提供体制の整備について、まちづくり協議会などお互いに連携・協力して地域住民の福祉の増進、地域の課題解決に向けた取り組みを検討します。

4 サービス基盤の整備方針

令和7年（2025年）・令和22年（2040年）のサービス水準などや高齢者を取り巻く環境を見据え、第8期計画期間における各サービスの適切な運営や基盤整備に努めます。

（1）居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	回数／月	7,375	7,108	6,315	6,417	6,523	6,598
	人数／月	350	351	324	334	338	342

②訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	回数／月	51	46	43	47	51	51
	人数／月	12	10	11	12	13	13

③介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	回数／月	45	53	76	87	87	87
	人数／月	13	14	18	19	19	19
介護 給付	回数／月	550	509	455	447	452	462
	人数／月	108	104	97	95	96	98

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回数/月	44	44	53	42	42	42
	人数/月	3	4	5	4	4	4
介護給付	回数/月	173	187	155	158	158	164
	人数/月	18	22	18	18	18	19

⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数/月	2	2	2	1	1	1
介護給付	人数/月	22	29	35	36	36	39

⑥通所介護

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	回数/月	4,447	4,295	4,033	4,065	4,104	4,154
	人数/月	434	437	425	450	454	460

⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

介護老人保健施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	人数/月	115	119	110	109	109	109
	回数/月	2,778	2,842	2,655	2,645	2,677	2,708
介護 給付	回数/月	340	353	337	337	341	345
	人数/月						

⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	回数/月	0	5	7	9	9	9
	人数/月	0	1	2	3	3	3
介護 給付	回数/月	511	791	1,313	1,397	1,410	1,451
	人数/月	51	79	95	104	105	108

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他の日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

(老健)

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回数/月	5	1	0	0	0	0
	人数/月	1	0	0	0	0	0
介護給付	回数/月	737	745	650	664	664	682
	人数/月	86	89	75	79	79	81

⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数/月	153	164	183	177	179	179
介護給付	人数/月	553	580	578	593	601	606

⑪介護予防福祉用具購入費・福祉用具購入費

心身の機能が低下した人に、入浴や排泄に用いる福祉用具購入費の一部を支給します。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数/月	8	9	8	3	3	3
介護給付	人数/月	17	10	17	12	12	12

⑫介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数/月	11	9	7	5	5	5
介護給付	人数/月	12	11	13	14	14	14

⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排泄・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

現在、環境上の問題があり、かつ経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者を対象とした養護老人ホームを設置し、在宅生活困難者に対し保護措置を行っています。

養護老人ホームとして、壱岐市立老人ホーム（定員110名）がありますが、1施設のみであり、入所待機者対策が課題となっています。運営については、入所者の高齢化及び要介護認定者の増加に対応する介護保険指定事業者として「ヘルパーセンターいき」を老人ホーム内に設置し、外部サービス利用型による介護サービスの提供を行っていますが、今後さらに、利用者に安心できる介護サービスの提供と施設の安定運営のため、養護老人ホームにおいても施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型特定施設入居者生活介護へ事業の移行を行うこととします。

本計画では、令和5年4月、一般型でのサービス開始を目指します。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数/月	3	3	4	5	5	6
介護給付	人数/月	76	69	59	59	59	73

⑭介護予防支援・居宅介護支援

介護予防支援は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

居宅介護支援は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	人数/月	259	264	272	264	266	266
介護 給付	人数/月	934	950	902	898	906	916

(2) 施設サービス

①介護老人福祉施設

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排泄などの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	人数/月	228	233	234	233	233	233

②介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	人数/月	167	167	176	178	178	178

③介護療養型医療施設・介護医療院

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	人数/月	3	3	3	4	4	4

(3) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	人数/月	7	7	7	6	6	6

②介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

③介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行います。

④介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	人数/月	1	0	0	0	0	0
介護 給付	人数/月	17	18	27	34	35	35

⑤地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績		見込み			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	回数／月	526	572	479	371	379	386
	人数／月	59	65	62	51	52	53

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

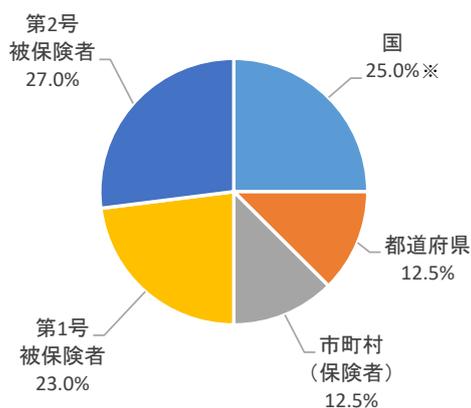
定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

5 介護保険事業の財源構成

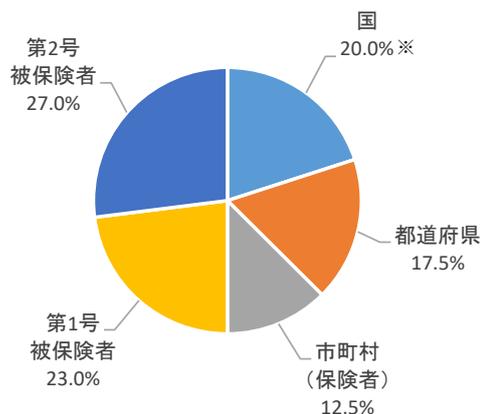
全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。介護給付費及び地域支援事業費の負担割合は下図のとおりです。

（1）介護給付費の財源構成

【居宅サービス・地域密着型サービス給付費】

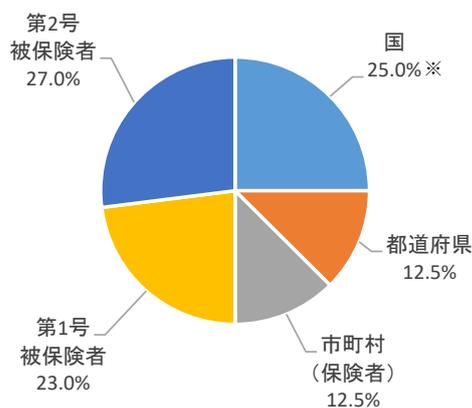


【施設給付費】

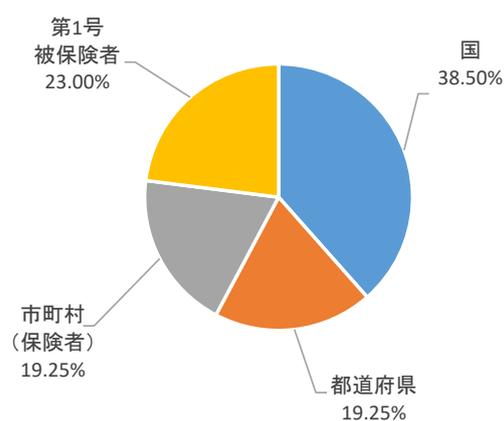


（2）地域支援事業費の財源構成

【介護予防・日常生活支援事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】



※「居宅サービス・地域密着型サービス給付費」、「施設給付費」、「介護予防・日常生活支援事業費」の国の負担割合には、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付する調整交付金が含まれます。

6 被保険者数及び認定者数の推移

(1) 被保険者数の推計

総人口は、今後も減少傾向で推移していくことが予測されます。高齢者人口も令和3年をピークに減少に転じていくことが予測されますが、高齢化率は上昇を続け、令和22年度においては40%を超える推計となっています。

	第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
人口	26,857	26,536	26,070	25,616	25,160	24,705	23,792	17,140
第1号被保険者	9,737	9,752	9,756	9,727	9,685	9,584	9,409	7,240
(65歳以上)	36.3%	36.8%	37.4%	38.0%	38.5%	38.8%	39.5%	42.2%
前期高齢者 (65～74歳)	4,295	4,294	4,381	4,512	4,425	4,198	3,926	2,595
(65～74歳)	16.0%	16.2%	16.8%	17.6%	17.6%	17.0%	16.5%	15.1%
後期高齢者 (75歳以上)	5,442	5,458	5,375	5,215	5,260	5,386	5,483	4,645
(75歳以上)	20.3%	20.6%	20.6%	20.4%	20.9%	21.8%	23.0%	27.1%
第2号被保険者 (40～64歳)	8,355	8,183	8,033	7,858	7,660	7,556	7,303	5,180
(40～64歳)	31.1%	30.8%	30.8%	30.7%	30.4%	30.6%	30.7%	30.2%

資料：平成27～令和2年は3月末の住民基本台帳の実績、それ以降は実績を元にコーホート変化率法により推計

(2) 認定者数の推計

認定者数の推計では、数年は横ばいの傾向で推移していくことが予測されますが、人口減の影響が大きく、令和22年には2,000人を下回る推計となっています。

■ 総数

	第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
総数	2,248	2,250	2,245	2,258	2,276	2,288	2,251	1,979
要支援1	277	261	251	250	254	250	247	214
要支援2	351	365	367	369	371	373	366	320
要介護1	464	453	467	462	461	470	461	406
要介護2	358	378	374	377	379	375	369	325
要介護3	356	360	352	346	350	354	348	313
要介護4	279	262	278	293	298	302	298	263
要介護5	163	171	156	161	163	164	162	138

■うち、第1号被保険者数

	第7期			第8期			令和 7年度	令和 22年度
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
総数	2,193	2,205	2,200	2,213	2,231	2,243	2,207	1,947
要支援1	269	252	246	243	247	243	240	209
要支援2	343	360	359	361	363	365	358	314
要介護1	455	446	461	457	456	465	456	402
要介護2	349	371	368	372	374	370	364	322
要介護3	346	352	346	340	344	348	342	309
要介護4	272	257	270	284	289	293	290	257
要介護5	159	167	150	156	158	159	157	134

7 サービス利用量の見込み

(1) 介護サービス利用量の見込み

サービス区分		単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
在宅	訪問介護	回/月	6,417	6,523	6,598	6,382	5,625
	訪問入浴介護	回/月	47	51	51	47	44
	訪問看護	人/月	95	96	98	94	83
	訪問リハビリテーション	回/月	158	158	164	158	137
	居宅療養管理指導	人/月	36	36	39	36	33
	通所介護	回/月	4,065	4,104	4,154	4,028	3,586
	通所リハビリテーション	人/月	337	341	345	334	295
	短期入所生活介護	日/月	1,397	1,410	1,451	1,397	1,232
	短期入所療養介護	日/月	664	664	682	664	577
	特定施設入居者生活介護	人/月	59	59	73	74	66
	福祉用具貸与	人/月	593	601	606	587	519
	特定福祉用具購入	人/月	12	12	12	12	11
	住宅改修	人/月	14	14	14	14	12
	居宅介護支援	人/月	898	906	916	890	783
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	6	6	6	6	6
	夜間対応型訪問介護	人/月	25	25	25	25	22
	認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	人/月	34	35	35	35	34
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回/月	371	379	386	371	320
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人/月	233	233	233	239	211
	介護老人保健施設	人/月	178	178	178	181	160
	介護療養型医療施設・介護医療院	人/月	4	4	4	4	3

(2) 介護予防サービス利用量の見込み

サービス区分		単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
在宅	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	人/月	19	19	19	19	16
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	42	42	42	42	42
	介護予防在宅療養管理指導	人/月	1	1	1	1	1
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	109	109	109	108	94
	介護予防短期入所生活介護	日/月	9	9	9	9	9
	介護予防短期入所療養介護	日/月	0	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	5	5	6	7	7
	介護予防福祉用具貸与	人/月	177	179	179	175	153
	介護予防特定福祉用具購入	人/月	3	3	3	3	3
	介護予防住宅改修	人/月	5	5	5	5	5
	介護予防支援	人/月	264	266	266	261	227
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0

8 サービス給付費の見込み

(1) 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス区分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
在宅	訪問介護	239,597	243,904	246,776	238,538	210,147
	訪問入浴介護	7,451	8,004	8,004	7,455	6,906
	訪問看護	39,913	40,429	41,332	39,545	34,979
	訪問リハビリテーション	6,371	6,375	6,650	6,375	5,541
	居宅療養管理指導	4,166	4,168	4,525	4,168	3,864
	通所介護	346,325	350,510	354,778	343,367	306,030
	通所リハビリテーション	254,262	258,069	261,174	251,981	222,848
	短期入所生活介護	133,445	134,739	138,625	133,519	117,715
	短期入所療養介護	82,896	82,942	85,275	82,942	71,986
	特定施設入居者生活介護	66,408	66,445	81,690	83,202	73,683
	福祉用具貸与	89,128	90,700	91,543	88,246	78,069
	特定福祉用具購入	3,533	3,533	3,533	3,533	3,243
	住宅改修	17,311	17,311	17,311	17,311	14,924
	居宅介護支援	164,727	166,494	168,495	163,417	143,866
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,308	9,313	9,313	9,313	9,313
	夜間対応型訪問介護	3,175	3,177	3,177	3,177	2,786
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	101,963	104,897	104,897	104,897	102,275
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	37,642	38,585	39,164	37,663	32,584
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	750,440	750,857	750,857	770,062	678,248
	介護老人保健施設	532,143	532,438	532,438	542,288	478,977
	介護療養型医療施設・介護医療院	20,879	20,891	20,891	20,938	15,704
合計		2,911,083	2,933,781	2,970,448	2,951,937	2,613,688

(2) 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス区分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
在宅	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	7,972	7,976	7,976	7,976	6,729
	介護予防訪問リハビリテーション	1,683	1,683	1,683	1,683	1,683
	介護予防居宅療養管理指導	144	144	144	144	144
	介護予防通所リハビリテーション	46,429	46,455	46,455	45,972	40,095
	介護予防短期入所生活介護	621	621	621	621	621
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,836	2,838	3,343	4,005	4,005
	介護予防福祉用具貸与	15,153	15,316	15,332	14,990	13,105
	介護予防特定福祉用具購入	809	809	809	809	809
	介護予防住宅改修	6,226	6,226	6,226	6,226	6,226
	介護予防支援	13,963	14,077	14,076	13,812	12,012
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
合計		95,836	96,145	96,665	96,238	85,429

(3) 総給付費の見込み

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付費	2,911,083	2,933,781	2,970,448	2,951,937	2,613,688
予防給付費	95,836	96,145	96,665	96,238	85,429
総給付費	3,006,919	3,029,926	3,067,113	3,048,175	2,699,117

9 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費の見込み

単位：円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計	令和22年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	3,006,919,000	3,029,926,000	3,067,113,000	9,103,958,000	2,699,117,000
特定入所者介護サービス費 等給付額	168,903,123	161,919,149	162,766,162	493,588,434	140,784,159
高額介護サービス費等給付額	74,201,242	74,443,979	74,836,478	223,481,699	64,729,629
高額医療合算介護サービス 費等給付額	7,995,030	8,058,764	8,101,253	24,155,047	7,007,159
算定対象審査支払手数料	3,794,646	3,824,838	3,845,040	11,464,524	3,325,782
標準給付費見込額	3,261,813,041	3,278,172,730	3,316,661,933	9,856,647,704	2,914,963,729

(2) 地域支援事業費の見込み

単位：円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計	令和22年度
介護予防・日常生活支援事業費	219,574,407	219,553,672	219,748,080	658,876,159	173,907,677
包括的支援事業・任意事業費	78,397,482	78,058,972	77,244,934	233,701,388	58,352,809
包括的支援事業費(社会保障充実分)	18,099,784	18,099,784	18,099,784	54,299,352	18,099,784
地域支援事業費計	316,071,673	315,712,428	315,092,798	946,876,899	250,360,270

10 第1号被保険者の保険料収納必要額

単位：円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計	令和22年度
標準給付費見込額	3,261,813,041	3,278,172,730	3,316,661,933	9,856,647,704	2,914,963,729
地域支援事業費	316,071,673	315,712,428	315,092,798	946,876,899	250,360,270
第1号被保険者負担分相当額	822,913,484	826,593,586	835,303,588	2,484,810,659	848,306,832
調整交付金相当額	174,069,372	174,886,320	176,820,501	525,776,193	154,443,570
調整交付金見込交付割合	10.50%	10.19%	10.02%		11.04%
後期高齢者加入割合 補正係数	0.8739	0.8891	0.8977		0.8898
後期高齢者加入割合 補正係数(2区分)	0.8872	0.9018	0.9090		
後期高齢者加入割合 補正係数(3区分)	0.8606	0.8764	0.8863		0.8898
所得段階別加入割合 補正係数	0.8707	0.8707	0.8707		0.8707
調整交付金見込額	365,546,000	356,418,000	354,348,000	1,076,312,000	341,011,000
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
準備基金の残高				23,000,000	
準備基金取崩額				23,000,000	
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0
保険料収納必要額				1,911,274,852	661,739,402

1.1 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

第8期計画期間中の保険料基準額については、以下の手順にて算出を行いました。

単位：円

標準給付費見込額(3年間)	9,856,647,704
+	
地域支援事業費(3年間)	946,876,899
=	
介護保険事業費見込額(3年間)	10,803,524,603
×	
第1号被保険者負担割合	23%
=	
第1号被保険者負担分相当額(3年間)	2,484,810,659
+	
調整交付金相当額(3年間)	525,776,193
-	
調整交付金見込額(3年間)	1,076,312,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
準備基金取崩額	23,000,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額(3年間)	1,911,274,852
÷	
予定保険料収納率	99.07%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)	24,772
÷	
年額保険料	77,880
÷	
12か月	
=	
月額保険料(基準額)	6,490
(参考)第7期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)	6,145

1 2 介護保険料の設定

(1) 第8期介護保険料の設定

第8期の基準額（月額）	6,490 円
-------------	---------

(2) 2025年及び2040年における介護保険料の推計

令和7年（2025年）の基準額（月額）	7,155 円
令和22年（2040年）の基準額（月額）	8,999 円

1 3 第1号被保険者の所得段階区分の設定

(1) 所得段階区分

所得区分	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者、本人の(公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下で世帯全員が住民税非課税	0.5	3,245	38,900
第2段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入金額+合計所得金額)が120万円以下	0.6	3,894	46,700
第3段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入金額+合計所得金額)が120万円超	0.75	4,867	58,400
第4段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり(公的年金等収入金額+合計所得金額)が80万円以下	0.9	5,841	70,000
第5段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり(公的年金等収入金額+合計所得金額)が80万円超	基準額	6,490	77,800
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	7,788	93,400
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満	1.3	8,437	101,200
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満	1.5	9,735	116,800
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上	1.7	11,033	132,300

※第1段階～第3段階については、公費による負担軽減の仕組みを引き続き活用して、以下のとおりとなります。

所得区分	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者、本人の(公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下で世帯全員が住民税非課税	0.3	1,947	23,300
第2段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入額+合計所得金額)が120万円以下	0.5	3,245	38,900
第3段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入額+合計所得金額)が120万円超	0.7	4,543	54,500

(2) 所得段階別加入者数

単位：人

所得区分	対象者	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者、本人の(公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下で世帯全員が住民税非課税	2,965	2,952	2,922	8,839
第2段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入額+合計所得金額)が120万円以下	1,095	1,091	1,079	3,265
第3段階	世帯全員が住民税非課税で(公的年金等収入額+合計所得金額)が120万円超	713	710	703	2,126
第4段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり(公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下	1,287	1,281	1,268	3,836
第5段階	本人が住民税非課税で世帯員に住民税課税者があり(公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円超	1,129	1,124	1,112	3,365
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1,179	1,174	1,161	3,514
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満	806	802	794	2,402
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満	271	270	267	808
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上	282	281	278	841

第5章 計画の推進

1 計画の推進と進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、年度ごとに計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、本市における介護保険事業運営上の諸問題などの協議・解決策の検討を行い、本計画の実効性と介護保険事業の健全運営の維持を目指します。また、今後国が設定する評価指標項目については毎年度の実績を把握して評価を行います。

2 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービスなどの保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

3 地域住民、関連団体、事業者等との連携

地域住民の多様な活動への参加を支援するとともに、まちづくり協議会、高齢者を支援する各種ボランティア団体と連携し、高齢者が地域で活動しやすい環境づくりに取り組みます。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の保健・医療・福祉・介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

さらに、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供などについて、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

資料編

1 壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会 壱岐市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

No.	氏名	役職名等	備考
1	光武 新人	壱岐医師会	会 長
2	左野 利器	壱岐市歯科医師会	
3	日高 祥子	壱岐地域リハビリテーション広域支援センター事務局	
4	辻川 加奈	長崎県栄養士会壱岐支部 支部長	
5	辻永 秀浩	壱岐市公民館連絡協議会 会長	
6	末永 榮幸	壱岐市老人クラブ連合会 会長	
7	武原 由里子	壱岐市地域婦人会連絡協議会 会長	
8	豊島 政浩	壱岐市社会福祉協議会 事務局長	副会長
9	松山 政幸	介護老人保健施設 壱岐 施設長	
10	武原 光志	特別養護老人ホーム 光の苑 施設長	
11	瀬川 伸幸	壱岐市民生委員児童委員協議会 連合会長	
12	雨海 孝二	壱岐市介護保険事業所連絡協議会 会長	
13	松尾 明子	壱岐保健所課長	
14	長岡 祥三	認知症の人と家族の会 会長	

(敬称略)

2 作成委員会の経緯

● 壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会

会議回数	開催日時	議題等
第1回	令和2年11月4日 15:00~17:00	(1) 壱岐市介護保険事業について (2) 壱岐市地域包括支援センターの事業について (3) 壱岐市高齢者福祉事業について (4) ニーズ調査の概要及び第8期介護保険事業計画策定について
第2回	令和2年12月16日 15:00~17:00	(1) 第1回委員会でのご意見等について (2) 計画素案について (3) その他
第3回	令和3年2月3日 15:00~17:00	(1) パブリックコメントのご意見等について (2) 計画案について (3) その他

壱岐市 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行日：令和3年3月

発行・編集：壱岐市 保健環境部 保険課

〒811-5392 長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地

TEL：(0920) 45-1157 (代) FAX：(0920) 45-0996

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>

